

# 平成24年第2回定例会会議録（第4号）

平成24年6月19日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	永井正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	企画部参事	福田茂	君
政策推進課長	稲尾隆	君	総務課長	八坂秀幸	君
職員課長	檜山隆士	君	秘書広報課長	田北浩司	君
自治振興課長	湊博秋	君	自治振興課参事	月輪利生	君

ONSEN ツーリズム部次長 兼観光まちづくり課長	松 永 徹 君	農林水産課長	安 部 恵 喜 君
環 境 課 長	伊 藤 守 君	環 境 課 参 事	眞 野 義 治 君
福祉保健部次長 兼障害福祉課長	岩 尾 邦 雄 君	高齢者福祉課長	中 西 康 太 君
都市政策課長	坂 東 良 昭 君	公園緑地課長	宮 崎 徹 君
教育総務課長	重 岡 秀 徳 君	教育総務課参事	狩 野 俊 之 君
学校教育課長	古 田 和 喜 君	スポーツ健康課長	平 野 俊 彦 君
消防本部庶務課長	河 原 靖 繁 君		

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	参事兼調査係長	宮 森 久 住
次長兼庶務係長	小 野 大 介	次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸
主 査	河 野 伸 久	主 査	溝 部 進 一
主 任	甲 斐 俊 平	主 任	波多野 博
主 任	池 上 明 子	主 事	山 本 佳代子
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第4号）

平成24年6月19日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 01 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○12 番（猿渡久子君） 通告の順に沿って質問をしてまいります。

まず、住宅リフォーム助成制度の実施についてです。

これは調べてみますと、私たちが最初に取り上げたのが、平成 17 年 3 月の議会でした。それからもう 7 年も 8 年にもわたっているわけです。今回で 11 回目の質問になります。昨年の 3 月議会で積極的に取り組んでいくという前向きな答弁をいただいて、その後だけでも 1 年 3 カ月引き延ばしてきているという状況があるのです。今回の予算にも上がっていない。それを私は大変不満に思っています。3 月の議会でも、早い時期にやれるように指示をしたいという、重ねて指示したいというような答弁を市長からいただいておりますが、なかなか実現に至らない。これはなぜなのかというふうに思うのですけれども、市長がゴーサインを出せばできるのではないのでしょうか、担当課は一生懸命やっていますという答弁を市長にいただいておりますので、市長のゴーサインでできるのではないですかということを書いてきましたが、どうでしょうか。今、業者の皆さんは本当に大変です。企業景況調査報告書というのが出ていますけれども、平成 23 年の 7 月から 12 月期の景況調査が出ていますが、これによりますと、旅館業などは以前よりも若干いいのかなという感じですが、建設業は 11.6 ポイントマイナスになっています。そういう状況がある中で、やはり景気対策の具体的な策を早く実施しなければならないと思いますが、その点で市長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

住宅リフォーム制度につきましては、今、議員さんが「引き延ばし」と言われましたが、決して私どもは引き延ばしをしているというわけではございません。これまでの答弁の中でこの住宅リフォーム制度は十分効果があるというふうに思っておりますし、せんだって 3 月議会で御答弁をさせていただきましたが、穴井議員さんのほうからプレミアム建設券の提案もございました。このような中でどういう制度がいいのかというのは決まっておりますませんが、使用する側、それからまた受注者側、それから、この制度によって別府市の経済効果、この辺が十分保てるような制度について、今内部でも前向きに取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） この問題は、たびたび指摘をいただいておりますが、私も前向きに検討させていただいて、何とか早い時期にやりたいという思いを指示してきたのは事実でございます。今回もいろんな調整をしながら、私は経済対策として何としてもやりたいという思いがありますので、できるだけ早い時期にいろんな状況を鑑みながら「別府版」といいますか、別府独自の経済対策、このことをしっかり指示していきたい、こう思っています。

○12 番（猿渡久子君） できるだけ早い時期にという答弁を、もう 1 年ぐらい繰り返しているのです、1 年以上。ですから、具体的に遅くとも 9 月の補正には出してほしい。私はずっと言ってきたのです。去年の段階では、遅くとも新年度に出してくださいよと。新年度に出ていないではないですか。6 月には遅くとも出してください。早くしないと、本当に業者の皆さんは大変で、待っているのだと言ってきました。市内の業者の皆さんから、やはりそういう制度ができれば営業がしやすくなる。例えば 10 万、20 万の補助が受けられたとすれば、台所のリフォームをしようと思っていたけれども、そういうことならトイレもリフォームしようとかいうふうに仕事が広がる可能性が多いにある。200 万の工事

が10万、20万だけではなくて、それをきっかけにして300万ぐらいにふえる可能性もあるのではないかというふうに期待の声も寄せられていますので、9月にはぜひ出していただきたいと思っておりますけれども、具体的な時期について明言していただきたいと思うのです。今までも「前向きに」とか「早い時期に」とかいう答弁を繰り返してきましたので、具体的に市長、いかがですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

今、市長のほうから早い時期にということで、議員さんも御承知かと思いますが、この制度につきましては、要するに補助率、補助金の問題、要するに各自治体が、ちなみに言えば5万から30万まであります。こういう部分も含めて実際やるとなれば事務手続、それから大変な市民の皆さん、それからまた業者の皆様方にも事前に一定程度の周知期間が要するというふうに思っておりますので、早い時期に方針を示させていただきたい、そう考えております。

○12番（猿渡久子君） そういう答弁を、もう何年間もしてきているでしょう。十分に協議する時間は、もう本当に十分あったと思うのですよ。だから、もう中身も煮詰まっているのではないのでしょうか。ですから、あとは市長がどの時期にスタートするのかという決断だと思いますよ。市長、いかがですか。やはりこれ、しっかり決断して早く実施していただかないと、今、国の政治が決断できない政治というふうなことが言われますけれども、やはりそういうことになってしまうと悪いと思うのです。いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） 私は、何としてもやるという決断はしております。そして、何とか状況を整理する中で、「別府版」といいますか、別府独自のスタイルができないのかというところまで詰めておりますので、必ずやるということで信用していただきたい。

○12番（猿渡久子君） 信用しないわけではないのですけれども、必ずやるという答弁はありがたいのですけれども、これまでも、昨年3月に積極的にという答弁をいただいて1年3カ月経過しているという経過がありますので、9月にやるのか、それともいつの時期にやるのか、その辺の時期について市長より見解をいただきたいのですけれども、いかがですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

今の段階でいつという名言は非常に難しい。いろんな関係部署との調整もございまして、その部分については、もうちょっと時間をいただきたい。市長が言いましたように、できるだけ早くという部分については変わらない。

○12番（猿渡久子君） どうしても時期は明言していただけないようで残念ですが、9月議会の補正で必ず出していただきたいということを強く申し上げておきます。必ずやるというふうに言っていただきましたので、100%公約実現ということも前回の議会で答弁をいただいていますし、9月の補正で組んでいただいてやっていただきたい。長野県の上田市については、以前、平野議員から紹介がありましたけれども、12月の議会の一般質問で検討したいという前向き答弁があって、その議会の最終日に補正予算を提案した、こういうところもありますので、年度内にできるものは年度内にやって、また新年度新たに、新年度予算でまた工期のかかるものについてはというやり方もあると思うのです。ですから、9月の補正でぜひ出していただきたいということを強く申し上げて、次の項目に移りたいと思います。

次の項目は、これは新しい提起です。支え合う福祉行政、相談しやすい福祉行政を進めるためにということで、その1つ目として、「中野区地域支えあい活動推進条例について」ということで通告をしております。

私は、今、厚生消防委員会に所属をしておりますが、5月22日、厚生消防委員会の視察で東京の中野区を視察させていただきました。そこで「中野区地域支えあい活動推進条

例」、これを勉強させてもらいました。これはどういうものかといいますと、中野区では、ひとり暮らしの高齢者などを地域で支え合って安心して暮らすためということで、昨年の4月にこの条例を施行しています。情報の提供と同時に、情報を取り扱う人が守るべき義務を定めたこういう条例で全国初の取り組みだそうです。70歳以上のひとり暮らしの方と75歳以上のみの世帯は、名簿登録に同意しない人以外の名簿を登録する。障害者手帳所持者、障がい者の方は、名簿登録に同意した人の名簿を登録する。ほかに、本人が希望し区長が認めれば名簿登録できる。その名簿については、希望する町会・自治会、別府でいう自治会の民生児童委員とか警察、消防署に情報を提供される。名簿の管理や個人情報の保護については、非常に慎重な取り扱いを定めています。町会・自治会に対する守秘義務を定めて協定書を結び、名簿管理者と閲覧者を指定し、研修を行って、罰則規定まであるというものです。町会・自治会ごとに支え合い活動計画をつくって防犯パトロール、防火啓発のチラシ配布に伴う訪問活動、高齢者が対象のお茶会などのいろいろな活動を行うということです。中野区では、現在、全体の3分の1の自治会が希望をし、名前を提供しているということです。

別府では、高齢者のひとり暮らしの方のところには、民生委員さんが訪問をするとかいう活動も日常的にやっていますし、災害時の要援護者の支援の制度もありますけれども、各地で今、孤立死が相次いで、無縁社会ということが問題になる。そういう中で進んだ取り組みの1つとしてこのような先進地の取り組みに学ぶべきではないかと思えます。私も大変勉強になりましたけれども、地域性もあります。別府で取り入れられるところは取り入れていくべきだ、検討すべきと思えますが、福祉保健部長の考えを聞かせていただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） 福祉全般にわたる事項でありますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

中野区の条例案につきましては、見させていただきまして、中身についても、今、議員さんが申されたように非常にすばらしい条例と感じているところであります。ただ、個人情報の提供ということですので、慎重な対応が望まれる状況だと思えます。

中野区におきましても、中野区保健福祉審議会地域支え合い部会に区のほうから諮問をしまして、名簿提供までに約4年間を費やしている状況であります。また、中野区では、事業推進のために、別府市においては部に相当します地域支えあい推進室を新設しております。その推進室におきましては、福祉分野だけにとどまらず地域活動推進分野、それから地域ケア分野、地域支援分野に細分化されて事業を行っている。また、条例内には行政それから住民、事業者への役割も明文化されている非常にすぐれた条例かな、先進的な条例かなと思っております。

別府市で今後導入ということで検討する場合におきましては、福祉分野だけにとどまらず、全庁体制で臨まなければできないのかなと思っております。今後、調査検討させていただきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 本当にこういうことをやろうと思えば、機構改革も含めた検討が必要になってくると思えますので、その検討、調査研究していただけないことなので、これまた、どこが担当して調査研究するのか、そのあたりもはっきりしておかないと、なかなか調査研究、検討も進まないのではないかと思いますので、そこのところをよろしくお願いいたします。

では、次の項目、福祉相談窓口の設置についてです。

これは、私たちはいろんな生活相談をお受けします。私たちのところに相談がたくさん寄せられますけれども、その中で感じていることですが、私たちのところに相談が見えれば、生活の状況などを具体的にお聞きした上で、どういう制度が使えるのかということ

考えて対応をします。例えば、国民健康保険の保険証をまず発行してもらうために保険年金課に行くとかいう方法もあるし、子どもさんのいる家庭だったら、就学援助が利用できるかとか、市営住宅に住んでいる方だったら住宅減免制度が利用できるのではないかなど、そういうことをいろいろと判断し、考えながら対応をするわけです。最終的には、これはどうしても生活保護を受けなければ解決にならないとかいうふうな判断をするわけですが、どこに相談に行ったらいいのか、どこの課に相談に行ったらいいのかわからないという方がいらっしゃると思うのです。

私が最近聞いた事例ですけれども、この事例は随分前の、何年も前の話なのですが、私の知り合いの方が、そのまた知り合いの高齢者のひとり暮らしの女性の方を援助してきた経験を聞いたのです。ひとり暮らしの高齢の方が、体が悪くなって入院をして、結局亡くなったのですけれども、その間、高齢者福祉課にも相談に行ったそうなのです。しかしながら、結局その彼女が、友だちである、Aさんとしましよう、Aさんが支援をすることになったのです。市役所に相談に行っただけでも、結局根本的な解決には至らなかった。というのは、本当は生活保護の相談に行けばよかったと思うのです、そういう事例だと思ふのです。入院費用も若干、友だちである彼女Aさんが応援をしたり、亡くなった後の葬儀費用も負担したというのです。亡くなったときにも葬儀費用を一番安いのにしてくださいと言って相談したけれども、20万ぐらいかかって、それを毎月5,000円とかいう形で支払っていったというのです、後から。ですから、この事例は生活保護が受けられた、受けるべき事例だったと思うのですけれども、結局、行政に相談に行っただけでも、どこの課に相談に行ったらいいのかもよくわからないままに、親戚でもないけれども、自分も世話になっているから、親だと思って最後まで面倒を見ようと覚悟を決めて、あるAさんという女性の方が、旦那さんとも協力して、理解を得て、親戚の皆さんにも理解を得てそうやって支援したというのです。こういうことは、なくしていかなければならないと思います。

調べてみましたら、全国あちこちで、福祉の総合相談窓口というのがあります。これは、保健の部分も含めた保健福祉総合相談窓口というところもあります。宇都宮市、姫路市、平塚市、大阪府下の各市、たくさんありますけれども、そういうところなどでこの福祉総合相談窓口というのを設けています。こういうことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） この件につきましても、福祉全般にわたりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

総合窓口といいますと、ワンストップで利用者の方に利便性を図ることが大きな目標というか、長所ではないかなと思っております。福祉に関しましては、御存じのとおり非常に法律等にも縛られる状況がたくさんありますし、いろんな形で専門的な知識が必要な分野でもあります。これを福祉の総合相談という形で設けたときに、どこまで対応が十分にできるのかということも若干不安視しているところであります。ただ、福祉事務所の窓口に来られて、高齢者の窓口に来られて、それに関連する、例えば、この方は生活保護につないだほうがいいだろうという状況も当然考えられますので、その窓口業務を担当する職員に対しては、ある程度他のほうに関しても研修をしているところでありますけれども、今の段階で十分な対応ができていくかどうかというのは、ちょっとはつきりとは申せない状況もあります。今後、そういうことを窓口に来られた方がいろんなところを個人で回られるのではなくて、いろんなところに私どものほうでおつなぎするという形ができるように、職員の研修等に努めてまいりたいと思っております。

福祉の総合窓口を設けるとなると、人員配置等、また、これも全庁的にちょっと検討しなければならない状況もあろうかと思っておりますので、その点についてはまた今後検討さ

せていただきたいと思います。

- 12番（猿渡久子君） 今、前段で部長が言われた、担当窓口の人が研修してほかの課につなげるということも、それはそれで大事だと思います。ただ、今、正職員が減ってきて非常勤・臨時の職員さんたちがふえている中で、なかなか難しい面もあるのではないかと思うわけです。私という福祉の総合相談窓口は、そこで全て解決するというものではなくて、解決をするのは担当課に連れて行って、そこで問題が解決するなというふうになったら、「お願いしますね」と言って担当課をお願いをするという形だけれども、とにかく何の制度を受けたいと来る人は少なかったりするわけです。どうしていいかわからんといって、本当に泣く泣く相談に見える方が多いわけです。これはこの制度が使えるなということ、福祉分野で長く活躍してこられた職員さんがいらっしゃいますから、やっぱりそういう方たちのノウハウを生かして、困らないように、相談しやすい体制をつくるということは大変大事だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、生活保護を受けたいという気持ちがあっても、なかなかひとりで相談に行くというのは勇気が要るという声もたくさんお聞きします。

そういう中でちょっと最後に一言私が言っておきたいのは、今、生活保護にかかわる報道が大きくありますけれども、私はこれに大変不安や懸念を持っています。日弁連、日本弁護士連合会が、生活保護にかかわる冷静な報道と慎重な議論を求めて声明を発表しています。この声明は、人気タレントの親族が生活保護を受けていたという報道、これを契機にして生活保護制度に関連したバッシング報道が加熱していると懸念をしています。バッシング報道に乗じて拙速な法改正や基準引き下げを強行しようとしていると、政府の態度を批判しています。また、生活保護の大きな問題として、先進諸国に比べて保護が必要な人が制度を利用できていないこと、生活保護に至る手前にある雇用や年金などの社会保障制度が弱いことを、この日弁連の声明は指摘しています。その上で正確な情報に基づく冷静な報道と、政府での慎重な議論を要望しています。私も、この考え方に賛同するわけです。

5年前に北九州市で、おにぎりが食べたいといって52歳の男性が餓死した事件がありました。あの事件も、扶養が保護を受けるための必要な条件であるかのように求められたことで命を失われた、こういう教訓を生かさなければならぬと思うのです。憲法25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されている。生活保護制度は、憲法で保障された国民の権利であって、必要な人が受けられないということはあってはならないと思います。そういう保護を受けなければ生活できないという事態がふえていること背景には、政治の責任がある。給料では生活できない、年金だけでは生活できない、あるいは若い人もなかなか仕事がない、そういう事態が広がっているのは政治の責任だということを感じています。

では、次の問題に移ります。障がい者の関係で、これまでも何度か質問してきましたが、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」の制定について。

今、国会のほうでは、名称だけを変えて当事者の声を反映していない障害者総合支援法案、これが、きょう19日、参議院の厚生労働委員会で審議を尽くせないまま採決をされようという動きになっています。この動きには、全国の障がい者の皆さんから大きな批判の声が上がっています。民主党は、障害者自立支援法を廃止するというふうに約束したにもかかわらず、その内容はほとんど変わらないものにすりかえるということがやられようとしている。これは本当にひどいなと思っています。

そういう国の動きがありますけれども、別府市ではこの条例制定に向けて具体的な作業が進んでいます。別府市障害者自立支援協議会の条例制定作業部会でこれまでもいろいろな議論がされてきたと思いますが、その経過と今後のスケジュールについて答弁をしていただきたいと思います。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

別府市障害者自立支援協議会が、昨年12月に設置いたしました条例制定作業部会において、これまでに計6回の会議を実施いたしております。これまでの主な協議項目は、相互理解、権利擁護、生活環境、雇用就労、保健医療、保育教育、芸術文化、スポーツなどについてとなっております。

また、今後のスケジュールについてでございますが、今月の27日に、生活支援についての協議を実施し、来月と再来月の計2回にて答申案の取りまとめを予定いたしております。その後に条例制定庁内検討委員会を設置し、条例案を作成いたしまして、平成25年6月に条例案を市議会へ提出というスケジュールとなっております。

○12番（猿渡久子君） 1年後の6月議会にこの条例案を市議会に提出という流れになるということです。私もこの作業部会をなるべく傍聴させていただきたいと思って何度か、十分ではありませんけれども、時間の許される範囲ですが、傍聴させていただいたりしているところです。さっき、いろんな分野での議論がされているという答弁がありましたけれども、人生のいろんなライフステージというか、そういう部分でどうやって差別、偏見をなくしていくのかというような議論がされていますね。それに対して、やっぱりこれは障害福祉課だけの問題ではなくて、全庁体制で行政が十分に理解を深めていくということが大事だと思うのです。例えば教育委員会だとか人権の担当者だとか、いろんな担当者がその作業部会に出てこられて、作業部会の委員さんたちからの質問に具体的に答えて説明をしていくとかいうこともやられています。そういう取り組みの中身自体がやはり差別をなくす、理解を広めていくということの大事な取り組みといたしますか、もうすでにそういう取り組みが、この条例制定の作業の中で進んでいると私は思っています。

この条例をわざわざつくらなくても、差別をなくすことはできるのではないかというふうな考え方もあったりすると思うのですけれども、なぜこの条例を今わざわざ市民の皆さんに議論をしていただきながら制定しようとしているのか。その意義といたしますか、なぜ条例制定が大事なのかというあたりや、この条例の別府市としての特徴、別府市条例の特徴などもありましたら、答弁いただきたいと思います。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を共有する、かけがえのない個人として尊重されるものであり、同じ時代の同じ地域で暮らしていく仲間として、心を開き理解し合い、支え合い、心の配慮が最も尊いことであることを共感して、安心して安全に暮らしていけるまちをつくっていかねばならないと考えております。この共生社会の実現には、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」が、大きな役割を担うものであると考えております。

また、条例の特徴についてであります。災害時の要援護者であります障がい者への防災対策及び避難生活等における安全性の配慮など、障がいのない人と同様に安全に暮らせるまちづくりについての条項を設けることが、協議・検討をされております。

○12番（猿渡久子君） 大事なことですね。災害に対する関心が高まっている中で安心・安全、災害時の対応などについても非常に大事なことだと思います。

私は、ある障がい者の方から御意見をいただいたのですけれども、障がいをお持ちの方も同じ身体障害、例えば同じ下肢の障害であったとしても、それぞれの状況というのは違うわけです。その一人一人の状況を十分に把握して、自宅に訪問してもらって状況を見るだとか、御本人の様子を直接見ていただいたりしながら理解していただいて対応してもらいたいということを言われました。多くあるケースと、そうでないケースとあったりするわけですから、その辺の対応を十分にきめ細かにやってもらいたいということを要望しておきます。



私は、あるデータを目にしましたけれども、これは、「きょうされん」という団体が、昨年 2011 年 11 月から 12 月末までの期間で 1 万人の方からアンケートをとっているのです。それによると、障がいのある方の生活実態が非常に貧困な方が多いというデータが出ています。相対的貧困とされる 112 万円の貧困線を下回る障がいのある人たちが、56.1%にも及ぶというデータなのです。この貧困線というのは、厚労省の国民生活基礎調査で公表されているものですが、障がいのない方といいますが、一般的な国民で言うと、国民全体ではこの貧困線を下回っている国民は 16%とされているのに、障がいを持っている方たちの調査では 56.1%ということになっているというのです。

私たちは、いろんな相談を受けたりする中で感じるのですけれども、昔はそれほど重い障がいであれば、働くことができている環境が多かったのではないかと思います。若干の障がいがあっても、会社ぐるみでその人を支えていくといいますが、中小業者の社長さんが、会社ぐるみみたいな感じで、例えば中卒で入ってきた方を、技術を身につけてもらいながら社会的な面、生活の面も援助しながら生活をしてきたとかいうこともお聞きします。そういうことが昔はあったのだけれども、今の経済状況の中でそういう中小業者が倒産をしてしまったりする中で、そこでしっかり技術を身につけて、この人は腕はいいのだということで、一生懸命働いてきた障がい者の方たちが生活の糧をなくしてしまうという事態も目にするわけです。

今、そういう状況が広がっているからこそ、やはりこの条例制定の意義が大きいと私は思います。そういう障がい者の分野だけではなくて、それはいろんな分野で言えることだと思いますけれども、地域社会の中で支え合う体制というのが、今なかなか持ちにくくなっている。そういう中で行政がどういう役割を果たして、そういう支え合う地域社会をつくっていくのか。先ほどの質問の中身もそういう中身ですが、そのためにこの条例は大変大事なものだと思います。

そしてまた、ある方から御意見をいただいたのは、「猿渡さん、安心・安全ということ、今みんな言っている。だけれども、安定というのにも必要ではないですか」と言われたことがあります。例えばこの障がい者の分野で言いますと、障がいをお持ちの方が安定した収入を得て安定した生活をしていくということも大事なことだなと考えたりしているところでは。

今後、また私も勉強させていただきたいと思ったりし、やはり御一緒に幅広い皆さんに御理解をいただけるよう取り組みを進めていきたいと思ったりします。

では、次の項目の質問に移ります。ふれあいごみ収集とごみ減量化の実現についてということで、その 1 つ目に、ふれあいごみ収集の実施についてということで上げております。

ふれあいごみ収集の実施についても、これまでも何度も質問をしてきましたし、要望もしてきました。これは、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、ごみ出しにも困るような状況がある方に対して玄関先まで、あるいは家の中まで入ることも、もしかしたらあるかもしれません。直接出向いて行って、声をかけながらごみを収集する。声かけ、安否確認を含めた取り組みです。必要があれば福祉の分野につなげていくことも必要な場合があるでしょう。そういう取り組みを、やはりこれは行政の仕事として、市の職員の公務員の仕事として必要ではないかと考えて、これまでも何度も質問をしてまいりました。前向きな検討というような答弁をいただいていますので、その後どういう状況になっているのか、進捗状況を教えていただきたいと思ったりします。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

ふれあい収集事業につきましては、全国で 22 都道府県中 71 市が実施しております。その中で別府市と人口規模で類似している 11 市に詳細なデータを収集するために照会を行い、ふれあい収集対象者の要件、それから該当者推計、それから収集方法、収集体制等を

分析調査し、別府市でふれあい収集事業を実施する場合の目的、先ほど議員からも御指摘のありました安否確認を含めた目的、それから対象者範囲、それから申請手続等を定めた実施要領及び実施計画の素案を作成したところでございます。今後、この素案をもとに福祉部門との具体的な協議を重ね、できるだけ早い時期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

- 12番(猿渡久子君) 素案ができたということで、できるだけ早い時期にという答弁がありましたので、本当にできるだけ早い時期に実施していただきますように要望をしておきます。

では、ごみ減量化の問題ですけれども、ことしの3月の議会の答弁の中で、ごみの減量化計画を検討しているという、25%削減というような答弁がありましたけれども、その具体的な内容について、どのようなことを考えているのか答弁をしていただきたいと思えます。

- 環境課参事(眞野義治君) お答えします。

まず、組成分析調査結果から導き出された、生ごみの水切り排水に伴う減量数値データの検証を行うため、今年度の5月に開催されました自治委員会理事会において御協力いただける3町内と、その町内に居住されている30世帯のモニター世帯を募集させていただき、7月2日から検証を開始したいと考えております。

検証方法の手順といたしましては、環境課が事前に配布する生ごみ専用の回収容器にモニター世帯が通常どおりに生ごみを投入していただき、環境課が回収に伺った際に生ごみの計量及び水切り後の計量を行い、量の差を減量値として1カ月間のデータ収集を行います。その結果を踏まえながら減量化計画の修正と検討を重ね、次の段階に進めていきたいと考えております。

- 12番(猿渡久子君) とてもいいことだと思います。私自身も生ごみの水切りというのは、しないといけないという気持ちはあるけれども、実際にはなかなか難しかった。干したらいいよという方もいらっしゃるけれども、カラスが来たりというようなこともあって、具体的にはなかなか進んでいないと思うのですが、いい取り組みだなと思います。ただ、前々から私は思っていたのですけれども、別府は旅館やホテルも多いですし、介護の施設など福祉の関係の施設も多いですし、そういうところから出る生ごみというのがたくさん出てくると思うのです。そういうものをバイオマスとして活用できないのかということと思うのですけれども、自然エネルギーへの関心も高まって、日田市にはバイオマス発電の施設もあつたりしますけれども、将来的にはやはりそういうバイオマスとして活用するということが考えられないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

- 環境課参事(眞野義治君) お答えします。

生ごみなどの動植物から生まれた、再生可能な有機性資源でありますバイオマスは、燃料、飼料、発電等のさまざまな活用方法があり、生ごみ等の減量方法としてバイオマス施設を導入する自治体もございます。環境課といたしましては、今回のモニタリングを含めたごみの減量化計画に傾注してまいりたいと考えており、バイオマスにつきましては、ごみの減量化を推進する上での将来的な選択肢の1つであると捉えております。

- 12番(猿渡久子君) 将来的な選択肢の1つということなのですね。

部長、先ほど、ふれあい収集で素案ができたということも答弁がありましたけれども、このふれあい収集も、本当にごみ出しというのは日々の問題ですから、やはりそういうごみ出しに困っている方々にとっては、本当に早くしてもらいたい。ごみを無理して出しておって転んだとかいうことになると、高齢者の方々がそのまま寝たきりになってしまったということも心配されるわけですから、具体的にどのように考えているのか。

それと、バイオマスについて将来的にという、若干バイオマスに触れた答弁がありまし

たけれども、少し具体的なことが言えないでしょうか。何かありましたら、部長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

まず、ふれあいごみ収集事業でございます。これは、先ほどから猿渡議員さんがおっしゃる安心・安全のまちづくり、こういうことを進める上では、私どもが担うべき、また進めるべき公共サービスの新たな一面だろうというふうに思っております。

ただ、現在一つ一つ問題点はクリアをしているのですが、最終的には人員の確保になるのかなと思っております。そして、個人情報の関係、それからまた、対象市民の皆さんに与える安心感の提供、こういったものを考えれば、やはり正規職員が担当すべき事業なのだろうなというふうに思っております。現在、第3次の収集運搬の業務の民間委託の作業を進めてございます。こういう中で、収集体制の確立を図りながら早期に実施をしたいなというふうに考えてございます。

それからもう1点、バイオマスの前に水切りのお話がありました。この水切りと徹底分別で生ごみ入の燃やすごみの25%を減量するという今計画で、5年間これをやってみようということで進めています。各自治体、全国の自治体は、水切りしてくださいねとお願いをしたり、徹底した分別をしてくださいねとお願いしているのは、どこの市町村もやっています。ところが、実際にモニタリングをやっているところというのは余りないのです。山梨県の甲府市でやっている実例がございまして、11.03%の減量結果が出ています。私どもも、水切りだけで10%から12～13%の減量効果が出るだろう、そういうふうに考えていまして、それと、あとは徹底した分別で20～25%は5年間で可能ではないかなということで、今そのやり方を、実証実験を済まして進めていこうというふうに考えています。

それから、バイオマスですが、将来的な選択肢の1つというふうに答弁をさせていただきました。当然これは有効的なものだろうと思っております。今から自然エネルギーを進める上では1つの選択肢になるかと思いますが、やはり財源の問題、また設置場所の問題、管理運営体制の問題、収集の問題、いろんな課題・問題点があります。今後、私どもとしては、専門家の意見をいただきながら、また内部で十分協議をさせていただいて検討してみたいなというふうに考えてございます。

○12番（猿渡久子君） 今、やはり市民の皆さんの中に環境に対する関心が高まっていますので、市民の皆さんの御協力を得るといことのために啓発をしていくことも大事ですし、また旅館やホテル、あるいはいろんな施設から出る生ごみに対しても、やはり協力いただけるのではないかと、それが大事な方向性だというふうに思っています。今後ぜひ検討を進めて具体化をしていただきたいと思っております。

では、最後の項目の質問に移ります。消防本部庁舎、消防署亀川出張所の建てかえについて。

これは、5月11日に厚生消防委員会で市内のいろんな施設の視察をさせていただきました。そのときに消防署の亀川出張所と浜町出張所の現状を見せていただきました。私は、恥ずかしながら初めてといいますか、古いのはわかっていたのですけれども、改めて亀川出張所の状況を見せていただいて、このままではいけないな、大変だなということを再認識したわけです。亀川と浜町と両方見せていただくと、非常にギャップが大きくて、まさにビフォー・アフターという感じを持ったわけです。その亀川とまた本部、本署の庁舎、これもやはり老朽化している現状があると思うのですけれども、その現状について、まず説明をいただきたいと思っております。

○消防本部庶務課長（河原靖繁君） お答えをいたします。

別府市の消防庁舎の現状でございますが、上野口の本部と本署が併用されている庁舎が1カ所と、浜町、亀川、朝日に3カ所の出張所が存在いたします。この中で朝日出張所は

平成5年、浜町出張所は平成20年に建設された比較的新しい施設と言えます。亀川出張所は昭和47年、本部・本署庁舎は昭和54年に建設をされており、それぞれ老朽化が進んでいるということは御承知のとおりでございます。

○12番（猿渡久子君） 亀川出張所は昭和47年に建設されたということなのですが、やはり見学・視察させていただいた中でも、職員さんの仮眠室が、私も率直に言って、まるで昔の合宿所みたいな雰囲気だなというふうに思いましたし、訓練等にも支障を来しているというふうな話も聞いて心配をしたわけですが、その辺の具体的な状況をもう少し答弁いただけますか。

○消防本部庶務課長（河原靖繁君） お答えをいたします。

まず、建物が40年を経過していることから、耐震性に大変不安を感じているというところ です。

次に、現在の施設では多様化する災害に対応する消火訓練や救助施設がないため、本署まで出向し訓練を実施しているという状況です。また、女性消防職員の当直勤務ができないこと、さらに消防力の強化を図るため、配備車両を2台から3台に増加していきたいというふうに考えておりますけれども、現在の建物では対応ができないという点などが上げられます。

○12番（猿渡久子君） 昭和47年にできている施設なので、古い耐震基準でできた施設ということになるのですよね。だから、災害の対応の拠点になるところが耐震に不安があるなんかいうことでは、住民の皆さんも不安でしょうし、訓練が十分にできる施設がないということで、上野口のほうに出かけて行って、そこで訓練したりしている実態があるという答弁が今ありましたけれども、上野口のほうに訓練に来ている時間帯は、亀川にいるはずの職員さんたちがいないという、亀川のほうは手薄になっているという実態があるということなのです。ですから、やはり本当にこれは早く建てかえが必要だと思います。

あわせて消防本部、本署のほうも昭和54年の建設ということなので、どのような問題点があるのか、その点はどうでしょうか。

○消防本部庶務課長（河原靖繁君） お答えをいたします。

消防本部本署の庁舎も、亀川出張所と同じく老朽化の問題を抱えております。立地条件は悪くないものの、実践的な消火訓練や救助訓練を行う施設が、現在不足をしております。また、救急講習会などのさまざまな会議で来庁していただく方の駐車場が少ない点、バリアフリーに対応していない点で、出席者に大変不便をかけております。

○12番（猿渡久子君） 浜町のほうも見せていただきましたけれども、浜町出張所は、仮眠室が個室化してまして、8室の仮眠室がありますし、女性隊員用の施設、お風呂やトイレなどもありますし、トレーニング室もあるし研修室、あるいは車庫のところには排ガス装置、車両を点検するときの排ガス対策としての排ガス装置もある。消防ホースの搬送用のリフトもある。こういう状況を見せていただきました。それで、とにかく早い時期の建てかえ、特に亀川出張所が急ぐと思いますし、本署のほうも、消防本部のほうも建てかえが必要になってくると思うわけですが、その点で消防長のお考えを聞かせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○消防長（渡邊正信君） お答えをさせていただきます。

市民の皆さん方を初め、観光客の皆さん方の生命・身体・財産を、水・火災や地震等の災害から守るという立場から申し上げますと、この亀川出張所そして本部庁舎、いずれにいたしましても防災拠点との位置づけから、いずれも亀川、本署とも早期の建てかえが必要であろうと考えております。ただ、優先順位をつけますならば、やはり老朽化が進んでおります亀川出張所を優先して建てかえるべきかな、こういうふうに考えておるところでございます。

この施設整備に当たりましては、さまざまな問題が生じてまいります。それは、近隣住民の皆さん方に対する説明、理解、財源の問題、そして建設地の問題、さらには関係者との協議など、いろんなことが上がってくるわけでありまして、これを何とか解決しながら進めていきたい。

したがって、より慎重に、しかしながら、できる限り迅速で、スピード感を持ってこの問題に対処していかなければならないかなと、こういうふうに思っております。

- 12番（猿渡久子君） 今、やはり災害に対する関心が高まって、いつ大規模災害が起きてもおかしくないという状況にありますので、その拠点となる消防署の施設整備というのは急がなければならない。亀川出張所をまず急いで建てかえて、その後には本署のほうも建てかえが必要になってくる。ただ、亀川出張所には市民課の窓口も一緒にありますので、亀川の出張所が建てかえということになると、あそこで両方というのは無理になってくるのではないかという問題が出てきます。市民課の窓口をどこにどういう形ですのかというふうな問題もあわせて出てきますので、やはり市民の皆さんの合意を得ながら十分に意見を聞いて、よく協議をしながら合意を得つつ進めていってもらわなければならないし、財政的な問題もありますけれども、早い時期の建てかえが必要だというふうに思います。亀川地区のまちづくり推進協議会が設置されたということですので、そういう関係の方々とも協議をしていくということになるだろうと思います。

財政的な問題もありますし、市民の関心の高い非常に大事な問題ですので、若干3分ほど時間がありますが、市長、何かお考えがありましたら、この点についてどうでしょうか。

- 副市長（友永哲男君） お答えをさせていただきます。

先ほど消防長が申し上げましたように、いろいろクリア、いろいろありますので、問題点がございます。そういう中で整理をさせていただきたいというふうに思います。市民の安心・安全というのは、第一に考えております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

- 12番（猿渡久子君） 私たちも去年の5月に塩竈に行きまして、被災地の現場を目の当たりにする中で、災害対策の問題はこれまでも何度か、平野議員も私も質問をしてきたりした経緯がありますけれども、その拠点となる大事な消防署ですので、早い時期に合意を得ながら建てかえをしていただきたいということを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

- 15番（平野文活君） まず、1番の観光の問題から入りたいと思いますが、1番の(3)です。旅館組合のアンケートについての検討というところから入りたいと思います。

私たち日本共産党は、美口光男さんが市議会に初議席を得た40数年前になると思いますが、その当時から別府の観光政策というのは、本来持っている宝を生かすということが大事なのだということを強調してまいりました。その宝というのは、何といたってもまず第1に豊かな温泉、そして豊かな自然、二つ目に別府独自の歴史と文化、そして三つ目には人情豊かな接客、こういうものがこの別府の観光を支えているというふうに考えてきました。

そこで、以前からも繰り返し、実際に別府を訪れてくださった観光客の評価、生の声をどう把握するか、これが大事だということを言ってきたわけです。その立場から平成22年の12月議会で、観光客に対する満足度やニーズについての情報収集はどういうふうにしておりますかというふうに質問をしましたが、そのときの答弁では、毎年観光動態調査や観光客マーケティング調査、あるいは市や観光協会に寄せられるメールや電話で把握しながら、また観光施設やホテル等の関係者と日常的に情報交換をしております、こういう答弁をいただきました。

そこで、別府市が年間80万円の補助を出して旅館組合に委託をして行っているこのマー

ケティング調査というものは、もう数年続いておりますから、この調査結果をどう分析して、どう生かしているかというところからまず質問をしたいと思います。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市内の旅館・ホテルの宿泊状況、旅行形態、宿泊日数等の具体的な情報を把握することを目的に行っておりまして、これまで調査内容をもとに課内において検証・分析を行い、事業の参考にさせていただきました。

1つ2つ具体的なお話をさせていただきますと、これは22年度の集計になるわけですが、40代以上が約73%ということになっております。これに関しては、リバイバル推進協議会の関連事業で対処しているというようなことでございます。さらに、発別で見ますと、県内、九州、それから関東、近畿、こういったところが多々ございますので、そういったところを目指して宣伝事業、あるいはキャンペーンを展開しているというようなところでございます。

さらに、御承知のことと存じますが、1泊だけされるという方が82%で、極めて多い状況でございます。これを何とか延泊といえますか、連泊といえますか、泊数を延ばすようなことを前提といたしまして、22年度、それから23年度にかけて、湯治をテーマにいたしましたモニターツアーを実施しておりますし、また合宿等のスポーツ観光も積極的に取り組んでいるというような状況でございます。

さらに考えますところ、十分な活用ができていくかという部分に関しては、そうではないというところも見受けられますので、今年度よりこれまで以上の成果、それから有効活用を実現するために調査内容を変更いたしました。そして、サンプル数も大幅に増加させる等見直しを行いまして、現在実施しております。

今回、新たに統計方法を見直した観光動態との相乗的分析と方向性の確立を含めまして、今後の事業展開において、別府市旅館ホテル組合連合会と調査内容をもとにした共同でのさまざまな観光施策等の立案と実現に、これまで以上に大きく活用していけるものというふうに思っております。

○15番（平野文活君） 今の答弁にもあった観光動態調査のいわゆる基準を全国共通の基準に、平成22年の集計から変えるというお話が出ましたが、これによって21年の宿泊は365万人でしたというものが、22年度は232万人でした、こういう集計に、100万人以上減ったわけです。日帰り客は834万人でしたということでしたが、22年度の集計では561万人というふうに大幅に減りました。しかし、これが実態に近いのだということを課長からも言われました。そうなりますと、若干の改善をしている旅館・ホテルもありますが、このマーケティング調査の中で行われているオーナーアンケートというのがありますが、やっぱりお客さんが減った、前に比べて減ったという回答をされている経営者が4割以上に依然として上っていますね、23年度の場合は。

そういう厳しい状況にあるわけですから、せっかく80万円かけてやっているこの調査、約2,000人のサンプルなのですね。実質230万人が宿泊しているというふうなことから見れば、ほんのごくごく一部の声しか集められていないわけですけども、それにしてもこの2,000人のサンプル調査を集計結果の数字だけではなくて、別府市が80万円出してやっておるわけですから、どういうことが書かれているか1個1個見るといふような丁寧なことまでやるべきだなというふうに思います。

私もそれを全部見たわけではありませんが、旅館組合から、平成18年からですから5年分ですか、その集計をいただきました。そこにはいろんなことが書かれてありますけれども、例えば夫婦や子ども連れ、親子、親戚、友だち、こういう関係の宿泊者が92%を占めておる。別府に何で来たかという理由は、温泉でのんびりしたいというようなのが大半を占めているというようなことを分析しながら、団体客から個人客に変化している。

お客さんは、癒しを求めている。ですから、旅館組合としての分析なのだけれども、ソフト面でのおもてなしの重視、受け入れ側の教育、知識の向上、スキルアップが必要だ、というような分析をしているわけです。あるいは、交通手段はマイカー、レンタカーというのが、平成22年度では70%。もう大半は車で来るといいます。ですから、そこから何が問題になるかといいますと、旅館組合の分析では、トップシーズン、これは繁忙期という意味でしょうね、トップシーズンの駐車場確保、ドライバー用の観光マップ、2次交通対策、2次交通対策というのは飛行機やJRで来た人が動く手段のことらしいのですけれども、そういうものの検討が必要だ。この項目は、18年から23年まで毎年同じことを書いているのです。どういうふうこれを検討されているのかなというふうにも思います。

それから、今、課長がおっしゃった1泊朝食型、1泊2食というのが昔は主流だったようですが、1泊朝食型というのがふえている。そういう意味では、旅館からするならばやっぱり料理の研究が必要だというようなことも書いてありますし、逆の言い方をすればまちの魅力といいますか、食観光といいますか、こういうものの充実がまた求められている、こういうことも読み取れるわけでありまして。

したがって、先ほど一例として幾つかの分析なり対策なり挙げていただきましたけれども、やっぱりこの調査については詳細に分析して対応をとる。これは宿泊客だけですから、その何倍にもなる日帰り客の声をいかに集めるかということも含めてやっぱり検討をする。やっぱり行政、いろんな業者団体がある、業界団体があるわけで、それぞれが努力しているわけですが、そういう団体と行政との関係、どうあるべきか。私が思うのに、やっぱり行政は、ありとあらゆるところにアンテナを張って情報収集するし、やっぱり業界団体に対してもこの観光客の声を、こういう声が出ましたよ——苦情も含めてですけれども——言うべきことは言う。そして全体としてやっぱりリードするという役割を発揮する必要があるのではないかというふうに思いますので、そこら辺、業界団体との定期的な協議の場もきちんと定期化すべきではないかとも思うし、そこら辺でこのマーケティング調査を踏まえて、今後の別府、観光まちづくり課の考え方というか、ありましたら、お願いします。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、今御質問がありました行政のあり方、民間の方々との関係の中での行政のあり方という部分に関しては、おっしゃるとおりだと思います。我々も日々関係を保っているような状況であるというふうには捉えておるのですが、その辺は冷静に振り返って事足りているのかという部分に関しては、考えなければいけないのかなと思っております。

それから、1つ訂正をして補足説明をさせていただきたいのですが、先ほど旅館組合の委託の部分に関しては、23年度までは委託料80万ということでございましたが、今回、協議をいたしまして、24年度に関しては65万の消費税ということで契約を結ばせていただいております。

さらに、これまでサンプル数が1,200サンプル以上ということであったものを、倍の2,400サンプルということで手直しをいたしまして、24年度の契約は結んでおります。

○15番（平野文活君） 今の数字は、2,400サンプルですか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

24年度から、2,400サンプル以上ということをお願いしております。

○15番（平野文活君） もう1つ、消費税とのこともお聞きをしたいと思っております。御承知のように、国会でああいう動きになっております。全国市長会は、推進の立場でしょうか。しかし、先ほど紹介しましたように、これが8%、10%に上がっていくなれば、別府の経済に大きな打撃があるのではないかというふうに私は考えておるのですけれども、浜田市長、別府市長としては、やっぱりちょっと明確に反対の声を上げるべきではないか

なと思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（大野光章君） お答えをいたします。

今御質問いただいた消費税の件でございますが、今、政府、国会においても議論が始まろうと、国会にまだ提案をされておられません、中身がまだ不明なところもあります。しかしながら、大筋で、マスコミ報道等を見ますと、8%一旦導入し、すぐにまた10%に値上げすると非常な、10%になりますと、5%、現在の倍になります。1割が消費税ということになります。当然、政府のほうは、財政再建ということで対外的な国際の信用度、これもあげるといっても加味していると思いますが、これは別府市民、全国民ですけれども、市民・国民生活にとっては非常な打撃でありますし、また、御質問の別府市の旅館・ホテル、そういったところにつきましても、現在のデフレ基調が続く中で消費税を、また内包して単価を上げることなくその10%、消費税のアップ分を内包して抱えるということは、非常に困難な状況ではないかと考えております。当然、市長会等も通じて財源の確保、これは社会保障等にとって必要不可欠なことであるとは思いますが、同時に平成9年の、消費税を3%から5%に上げたとき、このときには一時的に消費税増額となりましたが、その翌年度にはデフレが加速されまして、それ以上の減収になったという状況もあります。そういったこともありますので、ぜひ市長会を通じて経済対策も同時に行うことが条件、それから社会保障等についての財源、これを明確にしていきたいということ、市長会を通じて要望を出しているところであります。

○15番（平野文活君） 先ほど紹介しました、旅館組合がやったオーナーアンケート、昨年に比べてお客さんがふえましたかという第1項目について、21年度は24%がふえた。22年度は30%がふえた。23年度は47%の旅館・ホテルがふえた。こう回答しておるのです。ふえ続けてはきている。これらは、やっぱりそれぞれの努力の結果だと思えます。そういう努力に増税が水をかけるのかというふうな心配を私はしております。

同時に、先ほど言いましたように、かえて減ったという旅館・ホテルが、まだ4割はあるのです。ですから、そういうこともやっぱり別府市長としては、この地域の実情を踏まえて、ぜひ発言をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

さて、本番の私どもが取り組んだアンケートに基づいて質問をしたいと思うのですが、5月の連休に駅前、そして市長の家の前の地獄蒸し工房の前、そして竜巻地獄と血の池地獄の間、亀川の。この3カ所で観光客に無差別にアンケート、はがきを配ったのです。約3,000枚配りました。そうしたところが、返事が返ってきたのが151人、この通告には「146人」と書いてありますが、その後5人からいただきましたので、151通の返事が返ってきております。

私は、率直に言って比較的よく協力してくれたなという思いでこれを全部読みました。そして、全部これ、書いている一言一言を全部抜き書きして、観光まちづくり課長にはお渡ししておりますが、その後加えたのを含めて11ページになっております。結構いろんな声が返って、私どもとしても観光行政、政策といいますか、我々にとっても1つの宝だなと思っております。

そこで、非常にびっくりしたのは、別府というのを改めて私は、観光地としての地位というのですか、再認識した。つまり、あんな短い、1週間そこらでまいたのですが、31都道府県から返事なのです。ということは、47都道府県ほとんど全部から来ておるのかなと思えました。北海道から沖縄までの方から返事をいただきました。

そして、「また来たいですか。次はほかの観光地にしたいですか」というような質問をしているのですが、「また来たい」というところに丸をしたのが、何と72%。無回答の人もおりますから、非常に満足度は高いなという感じはしました。何に一体満足をしているかという点が大事だと思いますが、何といてもたたえている大半は温泉です。「温泉が



すばらしい」。やっぱり次に「自然がすばらしい」、「景観がすばらしい」というのが多いです。それから、これは私どもも「人情」ということをずっと言ってきましたから、意外ということではないのだけれども、改めて確信したのは「市民が親切」、「もてなしの心に感激した」、そういうことがたくさんつづられております。例えば徳島の方からは、「ぜいたくに温泉につかれるのが別府の魅力だなと思った」とか、岡山の方からは、「山に温泉、坂を下ると海。景観、泉質、言うことなし。旅館の接客、すばらしい」。東京の方は、「親切な人が多い。客をもてなす趣向がたくさん凝らされていて楽しかった」というような言葉をいただいております。

また、別府に宿泊した人に、「食事はどうしましたか」ということを聞いたら、半分は「旅館で食べた」。だけれども、半分は「外で食べた」。意外と外で食べたというのが多いのだということがわかりましたし、旅館での食事の満足度といいますか、「よかった」というのが65%。65%は高いのかな、低いのかなとちょっと迷うところなのですが、そういうこと。買い物は、大半が「外の店」というふうに書いてあります。

ですから、さっきの旅館組合に委託したマーケティング調査と若干重なるところがありますけれども、確かに旅館でもてなしをもっともっと磨く必要もある、食事の研究もする必要があるけれども、外、まち全体の魅力をいかに高めるかということも非常に大事なことなのではないかなということが、この調査結果、わかりました。

そこで、これ、大体課長に渡してありますので、ざっと読んでいただいたと思うのですが、いろいろな苦情もあるのです。また提案もありますね。ですから、これ、どういふふう感想を持たれたか。あるいは、指摘された問題で検討ができるようなことがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

資料をいただきまして、私なりに分析といたしますが、中を詳細に詰めさせていただきました。先ほどのお話の中にございしましたが、宿泊される方が8割を超えているというようなことが1つありました。また、リピートの意思がある方72%、さっきお話がありました。それから自然景観あるいは観光施設、あるいは楽しみ方のバリエーションの豊富さ、こういったものもいろいろお話をいただいたようなことでございます。

ただ、一方、情報提供が不足している、それから施設等の料金の設定の問題、さらには接客、先ほどのお話とは逆に接客への苦言、こういったものもあったというふうを考えております。この辺の部分に関しては、改めてというようなことになろうかと思いますが、業界の方々と話をする中で少しでも前に進めていかなければいけないというふうに感じた次第でございます。

○15番（平野文活君） ぜひもう1回読んで、ぜひまた、さらに検討を深めていただきたいのですが、私なんか実際に立ってやった体験からなのですが、一つは、ああいうふうな、年末年始も多いだろうし、お盆の近所も多いのかもしれませんが、連休は特に多いかもしれません。ああいうふうにお客さんが集中するときというのは、やっぱり何らかの形で観光案内人の配置が、集中する場所には要るのではないかな。私なんか議会でも視察に行っても、よくはんてんを着た人がまちに立っておったりしますよね、駅前に立っておったり、いろいろします。そんなふうなことも公式な人、何と申すか、やっぱりちゃんと教育なり、あれを受けた人が配置されるということも要るのではないかな。実際にどこに行ったら、どう行ったらいいのですかとか、駐車場はどうですかとか、いろんなことを聞かれるわけです、配っておったら。観光案内人の仕事も大分してまいりました。

また、同じようにやっぱり駐車場問題というのは、非常に声が多かったですね。ですから、特に地獄地帯が中心でしょうけれども、まだ臨時駐車場としてああいうときには、そういう集中のときには使えるような空き地はないのかなとか、あるいはパチンコ屋さんで

もう閉めてしまって、何百台かあるようなのがそのまま放置されておるとか、そういうふうなものもちょっと使えるのではないかとか、いろいろ思いました。

それとか、このアンケートの中にもありますけれども、まちの中にとめて、例えば別府公園の駐車場なんて相当広いではないですか。ああいうところにとめて鉄輪なんかにはシャトル便で臨時バスを出すみたいな、そんなふうなことだって考えられますし、やっぱり駐車場問題というのはかなり検討するべきだなと思いました。

案内人と駐車場問題、いかがですか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまの2つの質問の部分に関しては、我々の捉え方としては、要因としては重なっている部分があるのかなというふうに思っています。といいますのが、情報の提供の仕方がどうなのか。観光案内の部分に関してもそうですし、それから駐車場のあり方にしてもそうですし、情報のあり方がどうなのかという部分に関しては、両方とも錯綜しているのかなというふうな捉え方をしております。

まず、案内人の部分に関してですが、今お話ししましたように、まず、きちっとした詳しいものを適確なタイミングで皆さんに提供するという方法を考えたいなというふうに思っております。

それから、駐車場の件でございますが、これも情報提供という前提がありつつ、根本的に鉄輪方面ということになりますと、なかなか空き地がないというようなことで、臨時的な駐車場をするのにもスペースの問題があろうかなというふうに思っております。

まず、私もゴールデンウィークに現地に行ってみたのですが、横断道路から鉄輪に入る入り口の周辺を中心にして非常に混雑しておりました。恐らく地獄めぐりのお客さんの車の出入りの部分で渋滞しているのかなというところも考えておりますので、その辺は実際にそういったところを経営している方々にもお願いして、駐車場の整理の方をふやしていただくなど、そういうすぐできるような部分から着手していきたいなと思っております。

○15番（平野文活君） 今の答弁で納得するわけにはいきませんが、ぜひもうちょっと検討していただきたいと思います。

客引き防止対策協議会、これ、私は、別府の宝の1つに、お客さんに不快な思いをさせない、本当に別府に来てよかったという接客というのが非常に大事だという立場から、この客引き問題を取り上げてきて、前の井上市長の時代、それから浜田市長の時代に禁止決議がされて今に至っているという、この接客との関係で非常に重視をしてきたわけですけれども、この客引き防止対策協議会というのが最後に開かれたのはいつかということ、まず質問します。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

同協議会が最後に開催されましたのは、第8回ということで平成17年10月となっております。

○15番（平野文活君） それで、この禁止決議をされた協議会は、平成17年3月なのです。それから半年後に最後の総会を開いた後は開店休業というのが、これは改めて聞いてびっくりしたのですけれどもね。私は、ずっとこの問題を取り上げたときに、鹿児島を何度も出しました。鹿児島は、私らが視察に行ったときにはすでにもう客引きがなくなって10数年たっておった。10数年たっておったのだけれども、別府市観光協会にはそれぞれ防止協議会に入っている団体が、1年に1遍の総会は必ずやりますというふうに言っておりました。なぜそうするのかといたら、復活を許さないため——そういう客引きの問題だけではなくて情報交換もあるのでしょうか——と言うのですよ。ですから、別府市は、私も何回かこの禁止決議がされた後、まだ客引きをやっているみたいですよというのを、何回かこの議場でも、タクシーの運転手から言われるものですから、この声を伝えて

きましたが、そういうふうな声がある中で、もう平成17年10月以降は一回も開いていないということに、この問題に対する別府市の姿勢が若干現れているのではないかなということを感じております。

鹿児島市では、年1回の総会を開くだけではなくて、タクシー協会が巡回員を、監視員ですか、巡回させているということをやっていますし、観光協会が「接客読本」という接客用の教科書みたいなものをつくって、各経営者が従業員教育に使っている。ですから、接客ということについて非常に神経を使っているということも、繰り返し私は紹介してきました。ぜひやっぱりこの禁止協議会、せっかくできたあれですから、本当に徹底してやられるように続けていただきたい。また、先ほど言ったような「接客読本」なんかいうようなものも、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

確かに、平成17年10月以降休眠状態という部分があります。以前に比べますと、かなり改善されたというところもあって、今のような状況になっているわけかなというふうに考えておりますが、今後に関しましては、事務局でございます観光協会と協議しまして、あるいはまた、同協議会に加入している関係の方々ともお話をしまして、今後に関しては考えたいというふうに思っています。

○15番（平野文活君） よろしくお願ひします。

ちょっと時間がなくなりましたので、早く行きます。景観を守る方策はということで、先ほど言いましたように、「温泉以外でよかったことは」という質問をこのはがきアンケートでしましたが、例えば岐阜の人からは「緑が多くて気持ちがいい」、岡山の人からは「海と山と両方の自然に囲まれているところ」というような回答が来ております。景観というのは、非常に別府の宝になっているわけです。

そこで、景観条例というのができました。これがどういうふうに活用されているのか。特に市街地の中での農地を保全するために、生産緑地指定制度というのもできました。これがどういうふうに活用されているのか。この2点、お答え願ひたいと思います。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えします。

別府市における景観に対する取り組みと申しますと、平成16年に公布されました景観法に伴いまして、平成17年に景観行政団体となっております。また、平成20年3月には市内全域を対象とした別府市景観条例の制定及び別府市景観計画を策定しております。また、別府市の貴重な財産である湯けむり景観を守っていくために、鉄輪温泉地区におきましては、平成21年3月に温泉湯けむり重点景観計画を策定し、建築物等の高さや意匠形態、色彩、緑化などのルールを住民の皆さんと協働して定め、良好な景観の維持形成を図っているところでございます。

現在、明礬温泉地区におきまして、重点景観計画の策定に取り組んでいるところでございますが、引き続き他の地区においても、景観を守る建築物等のルールづくりを、皆さんと協働で取り組んでいくよう考えておるところでございます。

また、生産緑地につきましては、都市計画において生産緑地地区を定め農地として保全することにより、良好な都市環境を維持していくものでありますので、自然景観を守っていくために有効な手段の1つと考えております。

本市におきましては、平成20年1月21日に別府市生産緑地地区の指定及び管理に関する要領を定めております。要領では、一定の条件を満たす場合に申し出をすることができるようになっており、今年度1件申し出が出ている状況で、現在地区指定に向けて協議を行っているところでございます。

○15番（平野文活君） 都市計画マスタープランというのがありますよね。各地区ごとにその計画を定めてあります。朝日・大平山地域、ああいう地獄地帯を含むわけですがけれども、

田園都市何とか地域とかエリアとかいうような、そういう名前までつけて、つまりこのアンケートにも答えておりますように、別府、この市街地の中の緑、こういうものが癒しになる。そして、これが別府の観光の宝だという、やっぱりその位置づけを明確にさせていただきたいな。そういう意味では、せっかくつくった生産緑地指定の申請が1件しか出ておらんというのもどうかというふうに思うのです。ぜひこの制度をもっと周知徹底するということが必要だと思いますが、いかがですか。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えします。

生産緑地制度の活用への取り組みでございますが、農業部局との連携をとりながら、農業従事者への制度の活用についてのアピール並びに市報等により生産緑地制度の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○15番（平野文活君） どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、福岡の方から、「広い公園がいっぱいあった」というふうなことをこのアンケートに書いてきました。私もあちこち視察に行ったときにいろんな公園に行ったりしますけれども、別府公園とか南立石公園とか、ほかにまさるとも劣らないというふうに思いますし、市街地のど真ん中にあれだけの立派な公園があるというのは、やっぱり誇るべきものだなと思います。しかし、これが観光資源としてアピールされておるかということ、そうでもないなという感じもしますが、あの大きな公園は、観光資源として位置づけてアピールするという必要があるのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

別府市内には都市公園を初めとして、大小合わせまして167の公園がございます。

その中で別府公園は、別府市のメイン公園であります。そして、中心市街地に位置しておりまして、面積が27.3ヘクタールの広さがあります。園内には樹齢100年を超える松550本を中心に広い芝生広場があり、四季折々の花が咲き、市民の方だけではなく観光客の方の利用も見受けられます。また、毎年行われております千灯明や農林水産祭などの多くのイベント会場としても利用がなされております。

南立石公園につきましては、住宅地に隣接をし、面積10.8ヘクタールの広さのある公園でございます。また、この公園は、別府公園と同様に広い芝生広場があり、四季折々の花が咲くとともに、落ちついた雰囲気を持ち合わせた公園となっており、多くの市民の方に利用がされております。

現在、市のホームページに両公園とも掲載されておりますが、今後はさらなる観光アピールができるよう、関係課、関係機関と協議を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○15番（平野文活君） よろしく申し上げます。以上で観光問題を終わりたいというふうに思いますが、ぜひ我々が取り組んだ観光アンケートの成果を、さらに我々も分析し、今後またいろんな提言をしていきたいというふうに思います。市としても生かしていただきたいということを最後に申し上げて、次に移りたいと思います。

原発、自然エネルギーの問題であります。以前の議会で市長から、100%英知を尽くしても100%の安全はあり得ないという御答弁をいただきました。一步進めて、やはり私は、別府市長が原発ゼロを目指すべきという発言をすべきではないかというふうに考えておるわけですが、脱原発首長会議というのが、東海村の村長さんや南相馬市の市長さんなどが呼びかけられ、県内では竹田の市長さんが参加しているというふうにお聞きをいたしました。この入会の呼びかけにどう対応したのか。現在入っていないのですが、今後、そういう入会をするような気持ちがあるかどうか、まず市長にお聞きしたいと思えます。

○秘書広報課長（田北浩司君） お答えいたします。

現時点では、段階的に新エネルギーへの移行の見通しがつくまでの間、やむを得ないという考えもありまして、今回の入会を見送りました。

今後につきましては、全国市長会におきましても、新エネルギーの推進の考え方がありますので、引き続き全国市長会を通し国へ強く要望してまいりたいと考えております。

- 15番（平野文活君） 原発はもうゼロという決断をしてこそ代替のエネルギーをどうするかということが、これは裏腹の問題ですので、ぜひこれ、そういう立場に立たれるように、これからも求めていきたいと思っております。

瓦れき問題が今問題になっておりますが、3月の議会では、できることは協力したいという立場を市長も表明をされましたが、現時点ではどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

- 企画部長（大野光章君） 瓦れきの問題でございますが、これまで市の協力体制としましては、職員派遣それから被災者の受け入れ、こういったもので協力をまずしてまいりました。ただし、瓦れきにつきましては広域圏事務組合、こちらのほうで処理能力等の問題から、すでに県のほうに受け入れ不可能という回答を差し上げております。

- 15番（平野文活君） 南畑での埋め立てについても受け入れは困難というのが、現時点でのお考えというふうにお聞きいたしました。問題は、放射能なのです。津波でできた瓦れきですけれども、津波だけならもっと全国的な協力が得られたのではないかというふうに思います。住民が不安に思うのは、やっぱり国の姿勢が非常に曖昧だからだと私は思うのです。つまり、瓦れきの中に含まれる放射能は、従来の考え方だと1キロ当たり100ベクレル以下という基準がありました。今回は8,000ベクレルまで大丈夫だというようなことを国も言っております。そういうふうな点で非常に曖昧でありますし、国の責任である東北の周辺できちんと処理すべきだということも、九州方面から見ればそういう考えもあるのではないかというふうに思います。現時点では受け入れ困難というのは、もうそういうことかなというふうに私も思います。

次に移りたいと思っております。教科書でどう教えているのか。あるいは教育委員会としての自然エネルギーの導入はどうなのかということについてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

- 学校教育課長（古田和喜君） 現在、小学校、中学校で原子力発電については、まず小学校4年生では、人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について学習しておりますが、全て取り扱うわけではなく、その中から選択することになっていきます。電気を扱っている場合は原子力発電所が出てきますが、別府市の小学校では、施設の見学が容易な飲料水を選択して学習していますので、直接的には学習しません。ただ、別府市の児童が使用している教科書には、「暮らしを支える電気はどこから」という資料のページがあり、大飯発電所の写真と、「原子力発電所は、ウランと呼ばれる燃料が使われています」という記述があります。

中学校では、社会科の地理的分野で、「日本の資源エネルギーと環境問題」という単元で原子力発電所の学習をします。また、公民的分野では、「資源エネルギー問題と産業」という単元と「世界平和と人類の福祉の増大」という単元の中で「限りある資源、発電のためのエネルギー」の中で、原子力発電など多様なエネルギーを学習しております。さらに、中学校理科では、「電気エネルギーのつくり方」という単元で、原子力発電所の仕組みや核エネルギー発生の仕組みを学習します。また、技術家庭科では、「エネルギー変換に関する技術」という単元で、水力、火力、原子力、また資源エネルギーなどのエネルギーの変換の仕組みや方法について学習します。

いずれの教科も教科書では、原子力については、海外から安定的に燃料を供給できる、わずかな燃料で多くのエネルギーを取り出せる、発電時に二酸化炭素を排出しないなどの

利点と、放射性物質を扱うため、事故が起きたときの被害は大きく、厳しい安全対策が求められている、放射性廃棄物の最終処分場をどこにするかといった課題もある、放射能は、環境へ与える影響があるなどの課題の両論が併記されております。

昨年3月11日の東日本大震災により福島原子力発電所で大きな事故が発生したのは御承知のとおりですが、その事故を受け、中学校公民的分野では、震災による被害の大きさやそのときの様子、また瓦れきや放射性物質による環境への影響などの問題が起こったことなどを、新聞記事で学習したり、他国のエネルギー別発電量をデータで比較したりして、エネルギー問題、時事問題として学習しております。

○15番(平野文活君) 教育委員会として、自然エネルギー問題をどう取り扱うのか、資源の導入についてもお答え願いたいと思います。

○教育総務課参事(狩野俊之君) お答えします。

地球温暖化対策が喫緊の課題となっている状況で、学校施設について環境を考慮した学校施設、エコスクールの整備が必要なことと捉えております。教育委員会におきましては、現在、南小学校と亀川小学校の2校にそれぞれ最大3キロワットの太陽光パネルを設置しており、児童のエコ教育の一環や学校全体の電力の一部として活用しております。今年度も青山中学校、朝日小学校の改築に伴い、最大3キロワットの発電動力のある太陽光パネルの設置を計画しております。

○15番(平野文活君) 教科書を……、課長ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。両論併記で、また時事問題で新聞記事で勉強しよう、こういうお話でしたが、今の教科書は、震災事故前につくられた教科書ですよ。それが、今年度から採用されて4年間使うという状況です。あれだけの事故が起こったのですから、私は、原発問題についてきちんと議論をする、勉強する、そういう時間をやっぱり小学校、中学校はとるべきだと思うし、そういう点ではやっぱり教科書の書き直しも必要ではないかと思います。そういう声を上にぜひ上げていただきたいというふうに思います。

さらに、学校での太陽光などの導入の件ですけれども、新築、改築、そういった機会に導入していきたいというお話でしたが、耐震化を27年度までに完了するという計画がありますよね。それと連動してやられるのでしょうか。27年度までには全学校に何らかの形で自然エネルギーが取り入れられるのかどうか。ここら辺もちょっと聞いておきたいと思います。

○教育総務課長(重岡秀徳君) お答えします。

学校の耐震化につきましては、先ほど御指摘がありましたように、27年度までに完了する予定でございます。ただ、今のところは耐震工事とあわせて太陽光発電等設置していくというところの計画はございませんので、また現状を十分把握しながら、その点については再度検討していきたい、そのように考えております。

○15番(平野文活君) ありがとうございます。やっぱり原発ゼロを目指すという決断があって代替エネルギーとしての自然エネルギーの促進、これで本格的に本腰が入るのだと私は思います。そういう意味で、別府市の取り組みについても、この自然エネルギーの導入という点ではちょっとやっぱり、ほかに比べてみても消極的ではないかなという感想を持っております。

大分県は、平成15年にエコエネルギー導入促進条例というのをつくりました。そこに書いてあるのは、県としてもやるが、各市町村でもその区域の条件を生かした施策をやってくださいよということを書いてあります。これに基づいて日田市は、全学校に太陽光発電を導入するという計画で今進めています。そういうのに比べてみて、別府市の取り組みはやっぱりおくられているなというのが、率直なところでもあります。別府市の総合計画を見ても、あるいは実施計画を見ても、そういうことに触れられている項目は余りありません。

ですから、あの原発事故を受けて、別府市としての自然エネルギーへの取り組みはどうかということ改めて聞きたいのですが、大分合同新聞社から、「大分発 自然エネルギー最前線」という本が出されておりまして、別府大学の先生をしている阿部博光さんというのが書かれていますこの本を読みましたが、これを読んで初めて私は知ったのですが、日本における地熱開発の第1号が別府でやられたというのです。坊主地獄の横の泉源で大正14年、1925年に初めて亀川出身の高橋廉一さんという方が、私財を投じて日本初の電力会社・東京電灯と協力して成功させた。電灯10個分の1.12キロワットの発電に成功したということをごここに書いてある。別府は、そうか、地熱発電の発祥の地かと改めて思いました。

そして、前の議会でも市長からも答弁がありましたように、県がやっている実証実験、これを注視する、市としても支援する、こういうお話がありました。別府市としてどういうふうにごこの自然エネルギー問題を位置づけるのか、どう具体的に推進するのか。まとめてどなたかお話し願えませんか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今お話があった温泉熱発電については、「湯けむり発電」とも言われております。本市も非常に大きな関心を寄せております。実際に温泉の蒸気と熱水を利用したタービン発電機を現地視察し、開発者から直接話も聞きました。実証機は、1キロワットの発電目標を達成し、7月から50キロワット規模の発電機を製作するそうです。秋以降に本格的に売電できる状態にしたいとのことでした。50キロワットは、家150軒分を1年間賄える電力量であり、その可能性に注目度も高まっております。

本市も、こうした温泉熱発電の実用化の動きをにらみながら、大分県のエネルギー産業企業会に職員を参加させて情報収集を行っているところであります。自然エネルギーの促進には、やはり最先端の企業と行政との連携が不可欠というふうにご考えております。できるだけ早く本市として進むべきエネルギービジョン、これを決定したいというふうにご考えております。

本市は、昨年3月に環境基本計画を策定して、資源エネルギーの循環と有効利用を基本目標にしていますが、総合計画もこの環境基本計画も、震災後の社会状況の変化は盛り込まれておりません。もう一度、官民協働の視点から本市独自の自然エネルギーの普及促進策を検討する必要があります。市民生活に深くかかわる環境施策とエネルギー施策とは表裏一体であり、庁内の組織や推進体制についても、本年度進めている組織機構の見直しの中で検討させていただきたいというふうにご思っております。

○15番（平野文活君） よろしく申し上げます。

ちょっと最後の時間がなくなりましたので、絞り込んで、介護保険料が大幅に値上げされた。値上げされた後の市民の苦情、問い合わせ、どれくらい来ているか、まずお答え願いたいと思います。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

4月に高齢者約2万人の方に介護保険料値上げの通知を送り、先日6月7日には、平成24年度介護保険料の確定通知を対象者全員に通知しました。4月には、通知送付後の16日から27日まで、実質10日間で348件、最初の1週間では1日平均50件を超える窓口・電話での苦情やお問い合わせをお受けいたしております。また、6月の通知後は、1週間で約500件の対応をしているのが現状です。

今年度から介護保険料の大幅な値上げをお願いしておりますので、高齢者の皆様からの反響はかなり大きいと感じております。

○15番（平野文活君） 私も直接ある方から、「5万円だったのが10万円になった、なぜか。年金は減っておる」という苦情の電話を受けました。

別府市は、市民所得は下から3番目なのです。ところが、介護保険料は今度値上げしたことによって上から14市中3番目になりました。国保税もそうです。ですから、そのギャップが大きいのですよ。

そこで、やっぱりサービスをどうきちんとやるかということは、当然考えなければなりません。包括支援センターの改善を私も何度かお願いしてまいりました。これまで、人員をふやします、場所も移動しますというような答弁が返ってきておりますが、どういうふうになってきたか、お願いしたいと思います。

ちょっとその前に、こういう手紙をいただいたのです。「包括支援センターは、国の交付金で運営されているので、本来独立した公正・中立な立場でなければなりません。しかし、別府市は便宜上社会福祉法人などに併設された形になっているため、併設されている事業所への利益誘導をするのではないかという懸念があります。ある県では、地域包括支援センターが公正・中立に業務を行っているか審査する委員会を立ち上げ、定期的に検証しております」というような、「ぜひ別府市でも」というような手紙をいただきました。どういうふうに変更されるのか。もう最後ですけれども、御答弁をいただきたいと思えます。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市の地域包括支援センターは、現在市内に7カ所ありますが、その前身である在宅介護支援センター、当時の担当地区をそのまま継承し業務を行ってまいっております。しかし、本来は地理的条件、人口、交通事情、その他の社会条件を総合的に勘案して定めた介護基盤の整備単位、いわゆる日常生活圏域と申しますが、それごとに地区割りを行い、その区域内に地域包括支援センターを設置することが望ましいことから、現在、担当地区を変更するための移行準備期間に入っております。すでに地域包括支援センターの支援を受けている方につきましては、今年度1年をかけ随時、新担当地域支援センターに引き継ぎを行い移行することとなっております。

また、包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターの職員体制についても、平成24年度より3職種、3名体制から4名体制に変更いたしました。次に地域包括支援センターの事業所を担当地区内に移転し、名称も校区名を入れる方向で準備を進めております。

○15番（平野文活君） 経営主体は、依然として社会福祉法人ですか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

そのとおりであります。

○15番（平野文活君） そこまで含めて改善を今後検討すべきだ、直営にして本当に公正にやるということを検討していただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○4番（野上泰生君） きょうは、通告の順番を少し変えさせていただいて、大項目2、3、1の順番でさせていただきます。

まず初めに、私ども総務文教委員会のほうで、5月に河野委員長以下総勢7名の委員が、行政視察に行っていました。岐阜県の多治見市と愛知県の高浜市、それから岡山県の岡山市で、さまざまな勉強をしてまいりました。そこに絡んで行財政改革について質問をしていきたいと思えます。

まず、職員の人件費について質問をいたします。

まず、大きなところで、実は去年の選挙の前に、自民党議員団と浜田市長候補の間で政



策協定が結ばれています。そのことについてお伺いします。

人件費の件ですが、政策協定によると、平成 22 年度を基準に人件費総額を 3 年間で 10% の削減を目途とするというふうに書かれていますが、現状はどのようになっているかお聞かせください。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

人件費につきましては、予算ベースで平成 22 年度及び 24 年度を比較いたしますと、約 7% 下がっております。平成 22 年度の一般会計と特別会計の合計は約 99 億 8,000 万であり、平成 24 年度のそれは 92 億 7,000 万でございます。額にして約 7 億 1,000 万、率にすると 7.1% 下がっております。

○4 番（野上泰生君） 3 力年で 10% で、まだ 1 年少しで 7% ですから、まずは順調に推移しているというふうに思われます。

ほかにも政策協定においては、職員 1 人当たりの人口数を、全国類似団体の平均値を参考にして、3 年以内に実施目標を定めると書かれております。これは、第 2 次の定員適正化計画のことだと思います。そういうことで、ひとまずはこの政策協定に基づいて順調に今人件費の削減が進んでいるというふうに思いますが、今回はもう少し詳しくお伺いしていきたいと思っております。

まず第 1 に、正規職員の人件費ですけれども、この部分、私もいろんな資料を見てなかなかわかりにくいので、最初に数字を確認していきたいと思っております。大卒で採用して定年を迎えることを念頭に置いて、基本給に加え手当、共済費、退職金を含めた正規職員の人件費というのが、果たして年割にしてどれぐらいになるかお聞かせください。同様に、非正規の方も多いと思っておりますが、人件費のコストを教えてください。正規職員というのは、基本的には終身雇用だと思うのですけれども、非正規の場合の雇用期間というのはどのようになっているか。及び正規職員と非正規職員は、現在それぞれ何名いるのか。まとめた質問になりますが、お聞かせください。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

正規職員については、平均年収が約 590 万、これに退職金や市が負担する共済費、これを加えますと、1 人当たりにかかる経費は、年額で約 790 万円になります。

一方、非正規職員に係る経費ですが、雇用形態によって異なっております。大きく臨時職員それから非常勤職員に分けられます。まず臨時職員の場合は、正規職員とほぼ同じ勤務日数で雇用期間は、最大 1 年間でございます。経費は、年間で 170 万円程度でございます。また、非常勤職員は、月 16 日勤務で、雇用期間は、更新を含めて 2 年から、専門職では 5 年ということでございます。経費は、年間で約 180 万から 270 万程度というふうになっております。

職員数でございますけれども、平成 24 年 4 月 1 日現在で、正規職員数 985 名、非正規職員数は 592 名でございます。

○4 番（野上泰生君） 正規職員が 1 名当たり 790 万円の人件費が、コストがかかっているということです。この数字なのですけれども、これはいわゆる雇用者所得というのですか、いわゆる雇われた方に対して雇った側がどの程度年間払っているかという数字です。これ調べてみますと、国の調査だと大分県の平均というのが約 400 万円です。したがって、正規職員さんは約倍ですね、倍の雇用者所得がかかっている。つまり、それだけ専門的な技能及び経験が求められる職種であるというふうに理解します。一方で、臨時であったり非常勤の方は、その半分以下ないしは半分か少し上ぐらいの状況があるということが確認できました。数も、正規職員が 985、1,000 弱です。非正規が 592 ということで、すでに 600 名に近くなっているということがわかりました。

では、次に、別府市は、平成 24 年度から第 2 次の定員適正化計画がスタートしますが、

その内容について説明をお願いいたします。

○職員課長（榎山隆士君） では、第2次の定員適正化計画について御説明をさせていただきます。

まず、計画の目的でございますけれども、少子高齢社会が進展する中、今後もさまざまな行政需要が予想されますが、そのための財政基盤をしっかりとしたものにするためであり、類似団体等との比較、民間コンサルタントによる事務量調査結果を考慮して、行政サービスの水準を維持しつつ行財政改革を進めるものでございます。

数値目標は、9年間で現在の職員数985人から856人とし、129名減少させようとするものです。計画期間中は、社会情勢等の変動にも対応できるように3年ごとに見直す計画としております。

特徴は、福祉関係など専門的な職員を中心に、必要な職種については職員採用を図るとともに、全体としては、現在30歳前後の若年層の世代が多い職員構成も鑑みまして、知識・経験のある退職者層を活用しながら行政水準を維持していこうという計画でございます。

○4番（野上泰生君） 先ほど言った正規職員の数が、9年間で129名減る。そして、その9年間の中で3年ごとに見直しをしていくということ。

今回、私のほうで、これはいいなと思うのは、専門的な職員さん、特に以前も図書館に関しては司書さんであるとか保健師さんが、ほかの団体に比べてやっぱり少ないということだったのを指摘させていただいたわけですが、それに対してはむしろふやす方向でいくというふうな形になっています。ただ、この定員適正化計画というのは、もともとこの別府市というのは、扶助費が非常に高いところであって、その増大に備えるために行政サービスのレベルを維持しながら、全体的に人件費をいかに縮減するかということをやっていると思うのですが、この定員適正化計画には、正規職員の定数削減目標だけが記載されていて、実は全体がよくわからなくなっています。本来であれば、正規職員の削減目標値に加えて非正規の採用であったり、もしくは庁内の業務をどこまで外部に出せるか、外部に出す業務の計画などもあわせて示されないと、本当の全体像というのはよくわからないわけです。全体、ほかのところを見ればわかるのかもしれませんが、できればこの件は非常にリンクしていますから、1つの計画の中に書いてほしいと考えています。

では、第2期ということで、第1期に定員適正化計画をやってきたわけですが、このときに正規職員の数がどれくらい変わったか。及び非正規の方、この方がどのように変化したか教えてください。同様に、第2期においては、非正規の方はどういうふうに移ると見ているのか。それも教えてください。

○職員課長（榎山隆士君） お答えいたします。

まず、第1次の定員適正化計画でございますけれども、この計画では、市民115人以上に対しまして職員1人を目標とし、平成17年から21年までの5年間で1,098人から68人減らした1,030人、これを目標としてまいりました。これに対し平成22年4月1日時点における正規職員数は1,008名であり、市民120人に対して職員1人という実績で、計画を22名上回る90名の削減が図れております。この期間における非正規職員数でございますけれども、平成17年度当初は494名であり、5年後は74名増加をして568名でございます。正規職員との合計では、平成17年度当初1,592人であったのが、22年度当初1,576人であり、人数にして16人、率にして1%の減少となっております。

また、第2次計画中の非正規職員の数の推移でございますが、現在はっきりと見込めていない状況でございます。

人数の管理も必要でございますけれども、それ以前に行政サービスの廃止を含めて事務事業の整理を第一義的に取り組むべきであり、次に正規職員数と非正規職員の役割分担を明確にし、正規職員の資質向上を図り、非正規職員のあり方そのものについての検討がま

ず必要であると考えております。

- 4番（野上泰生君） つまり、今まとめますと、第1期、第1次においては、正規職員が減っていく分を、大部分を非正規の職員で補ってきたということです。当然ながら、先ほどの雇用者所得が500万円とか600万円違うわけなので、それを進めていく中でも総人件費というのは落ちていくことがわかりますし、実際にそのようにして落としてきたということがよくわかります。一方で、今答弁の中で言った人数の管理も必要ではあるが、その前に行政サービスの廃止を含めて事務事業の整理を第一義的に取り組むべきであり、次に正規職員と非正規職員の役割分担を明確にして、正規職員の資質向上を図り、非正規職員のあり方そのものについての検討がまず必要である。実はこのことは、すごく重要だと思っていますし、まさにこの第2次の計画の中でしっかりと進めていくものだと考えています。

別府市では、平成22年に民間コンサルタントによる事務量調査というのをしまして、市の業務を正規職員がすべきもの、非正規の職員でできるもの、もしくは外部委託できるものに分けたと思うのですが、実際は今回の第2次定員適正化計画には反映されているのか教えてください。

- 職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

事務量調査の反映でございますが、今回の定員適正化計画は、事務事業の見直しや機構改革などの個別事案から職員数を算出し、それを積み重ねたものではなく、類似団体との数値比較や事務量調査によって得られた別府市として目指す適正な職員数、これをまず算出し、その目標値に向かって各部で具体的な計画を立案しているものでございます。その目標数値策定に当たっては、事務量調査の結果も反映させております。

- 4番（野上泰生君） 今の答弁ですけれども、第2期においては、まだ事務量調査における先ほどの細かな業務を分けて積み上げていくような形ではなく、類団との比較であったり事務量調査によってたしか120人とか、それぐらい削減可能というところの妥当性を分析するという形で作られたと思うわけですが、やはりまだちょっと不十分なのかなという気がします。やはり第2次の中で3期に分けてやるわけですから、少しずつでもいいのでしっかりと現場で本当に正規職員がやるべき仕事は正規、非正規ができるものというふうな事務量そのものの仕分けも進めていながらやるのが大事なのかなというふうに思います。

ひとつ、あれですが、ここまで非正規の職員がふえてくると、先ほど言った雇用形態、これも臨時の場合が1年ですか、一番長い方で3年、延長して5年という状況は、安定雇用とはなかなか言えないわけです。そういったことでさまざまな問題、もしくは600人いるわけですから、その方々が次々と入れかわっていく中で、恐らく現場の労務管理、もしくは職員課さんの労務管理も大変だと思うのですが、どのように考えていますか。現場では、正規職員の業務と非正規職員の業務は、実際明確に区別されているのか。もしくは、これは市民から見ればはっきりとわかるのか、お聞かせください。

- 職員課長（檜山隆士君） お答えいたします。

市として、非正規職員は、行政運営上欠くことができないと考えております。しかし、非正規職員には非常勤職員、臨時職員などの雇用形態があり、また勤務時間や日数もさまざまであり、必ずしも同一の勤務労働条件ではございません。人数も年度当初で、先ほどお話ししましたように592名おり、労務管理上、これ以上ふえることは好ましくないというふうに考えております。また、業務内容でございますが、専門職を除けば基本的に正規職員が本格的業務や責任を担う業務、非常勤職員が補助的業務を担っておりますが、正規職員が少なくなっている中で、非正規職員にも正規職員に近い役割分担を割り振っている場合もございます。市民からは区別がつきにくいと思われそうですが、市民にとって必要なことは、正規であれ非正規であれ、適正な行政サービスが受けられることであるので、職員

には正規、非正規問わず、きちんとした対応をするようにと指導しております。

- 4番（野上泰生君） 非正規の職員の方の中にも、当然ながら仕事ができる人もいます。やはり非正規の方も人材を育成して生産性を高めていく、とても重要なことだと思います。そのような人材をなぜ最長5年で手放さなければいけないのですか。また、そういうことだと、非正規の職員は仕事に熱を注げないのではないかと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

- 職員課長（樫山隆士君） お答えいたします。

もちろん非正規職員の中にも、優秀な方はたくさんいらっしゃいます。非正規職員の雇用に関しましては、期間の定めのある労働契約扱いとなり、労働基準法第14条の規定により、期間を定める労働契約は3年、専門的知識等を有する労働者は5年が上限で、それを超える期間については、労働契約を締結することができないため、それを限度としているものでございます。

また、仕事に熱を注げないのではとの御指摘でございますけれども、正規職員と比べて非正規職員の勤務労働条件は、その差が大きく、また雇用期間も短くなっております。非正規職員の方も頑張って仕事をされておりますが、業務で経験を積んで能力を向上させるといったことや、昇給・昇格などもないので、モチベーションが上がりやすく、労働生産性を高めにくくなっている部分もあると考えております。

- 4番（野上泰生君） そうですね、なかなか非正規の方が労働生産性を高めにくい、活躍しにくい。そのようなことは是正したほうがいいと思いますが、5年以上してしまうと、正規職員として雇用しなければいけない法律があるので、なかなか、そうするとまたさらに人件費がかかる。そういったジレンマの中で今いるのだなと思っています。

では、もう1つ、外部なのですけれども、まさにこの第2期の定員適正化計画の中にも窓口のサービスであったりデータ入力等に関しては、外部事業者への委託を検討するというふうにも実際に書かれていますが、実際にそのような行政サービスの受託をしてもらえるような業者というのは、市内にはあるのでしょうか。

- 職員課長（樫山隆士君） 窓口サービスなどは、市内では受託できる業者を見つけにくいというふうなことが現状でございます。

- 4番（野上泰生君） では、今までのやり取りの整理を、ここで1回します。まず1つ、定員適正化計画は、正規職員のみでやっているの、なかなか全体としての姿が見えにくい。これは、非正規の職員のあり方であったり、外部委託の部分がなかなか書かれていないということです。その大きな原因として、正規と非正規の職務の区分がいま一つ不明確なので、ここはしっかりとしていく必要があると思います。もう1つ、非正規が非常にふえて労務管理が大変であると同時に、雇用形態が不安定なので人材が育ちにくいということ。行政サービスの外部委託もなかなか受託の事業者が見当たらない。こういった課題があって、これらをいかにクリアしていくことが、第2期の定員適正化計画を成功させる、もしくはよりよい計画にしていくなために必要なことだと考えます。

そこで、要約なのですが、今回の視察で学んだことを御紹介いたします。

これは、愛知県の高浜市です。高浜市のほうでは、高浜市総合サービス株式会社という、これは高浜市が100%出資をしている株式会社で、平成7年に当時の市長が、ちょうどバブルが崩壊して、高浜市の財政が危ないというふうな危機感を持たれてつくった会社です。ここは、もともといわゆる行政サービスを請け負っていくことを目的にしてつくられました。したがって、民間の企業とは違う分野です。民間がやる分野ではなくて、「第二市役所」とでもいうのですか、そういったものをつくっているわけです。

ここのテーマとしていろいろ聞いて来ましたが、やはり財政力の強化です。人件費をいかに落としていくか。と同時に、これはいいなと思ったのは、ワークシェアです、雇用を

確保する。いかに雇用を確保していくかの2面からの取り組みでした。ある意味、だからバランスが非常にとれているという印象です。

彼らはどういうことをやっているかという、公共施設の窓口業務等を正規職員でなくてもできる業務に関して大胆に、市から見てアウトソースをする。そのアウトソースの受け皿が、その高浜市総合サービス株式会社であるということです。結果として年間4億の人員費が削減され、この4億なのですが、実は別府市は相当下がっていますから、では4億の絶対値がいいか悪いかという議論は別です。別府もかなり頑張っていると、僕は思っています。ただ、この高浜市においては、職員の人員費が4億削減されたと同時に、子育て世代の主婦なども安心して職場で働ける。

実際に行ってみました、市民課の窓口ユニフォームを着た方が、この高浜市総合サービス株式会社の方ですから、市民から見てもすぐわかるのです。あの人は会社の人で、何も着ていない普通の服の人は市の人だとわかるわけですが、そのような窓口子育て世代の主婦等が入って、パートタイマーとして入っているそうです。そういった結果、240名ほどの雇用の創出が実現したということです。聞いたら、たしか40～50名の一般職の職員さんが減って、240名の雇用が生まれているということです。土・日も窓口業務を提供するなど、市民サービスの向上も果たしているということで、いわば経費を落としながら、同時にサービスの向上も実現しましたという話です。

この高浜市は、人口が4万人で、一般職正規職員の数というのは200人です。消防が、これは広域になっているので入っていませんから単純に比較はできないのですが、200で4万といたら、200人に1人ということで、かなり少ないですね。ですから、恐らく平成7年に始めた当初も結構少なかったわけで、今の別府と似たような状況、そこからさらにこういうふうなことをしながらやってきたのかなということで、もしかしたら参考になるなと思います。

高浜市においては、現在市で雇用している非正規職員はほとんどいないということです。つまり、正規がやるべきことは正規がやっていますし、一部臨時、恐らく産休とかがあるにしても、正規がやらなくていい仕事に関しては、ほぼ全て外に出している。その外に出しているのが、高浜市総合サービスという会社であり、もしくは民間の、例えばごみの収集等は民間の会社に出している。そこまで徹底して行っていました。高浜市総合サービスが、いわゆる別府における非正規の固まりのようなものになるわけで、ここに245名、つまり別府は600ですね。この総合サービスの中のさらに正規職員、ちょっとわかりにくいですが、総合サービスで安定雇用している正規職員が79名います。したがって、給料は、その業務に応じた給与で、ボーナスが4カ月出るというので、それが多分違います。そういった環境で安定しているわけです。したがって、5年で終わるわけでもない、3年で終わるわけでもない。安定した雇用がそこに生まれているわけですから、当然若い人なら結婚もしたいと思うし、いろいろといいことが起きていくと思います。さらに、パートさんが166名。こちらは自分の都合に合わせてあいている時間に働くとか、そういった形。このパートの時給も実は窓口業務なら一般的な単価に合わせているというふうな世界でした。非常にすっきりとしたサービスができていました。

このようなことが、もちろん高浜のものが全て別府に通用するかどうかというのはわかりませんが、別府は別府のさらにモデルをつくれればいいと思っていますが、私は、この高浜市総合サービス株式会社の事例から、先ほど言った課題に対しての要望をしたいと思います。もちろん一気にはできないと思います。計画にも書かれているような窓口サービスから始めていくとか、そういうふうな部分からがいいと思います。

1つは、定員適正化計画には、付記でもいいですから、非正規職員の活用や外部委託化などの要素も盛り込んで、よりわかりやすく変えてほしいということです。それと、非正

規職員の労働生産性の向上を目指していくこと。そのためには事務事業の仕分けを行い、正規職員がすべき業務と非正規職員に任せたり外部委託できるような業務を明確にしていくこと。それを計画にやはりしっかりと反映させていくこと。それと、質の高い受託事業者を育成していくこと。このような取り組みを通じて全体的な人件費の削減と行政サービスの質の向上、それからワークシェアをしながら、できるだけ安心して働ける市役所を実現していくこと。このようなことを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

ただいま、議員のほうから御指摘のありました5つの項目につきまして、また、高浜市の事例を御説明いただき、ありがとうございます。先ほど議員がおっしゃったように、今回、私どもは定員適正化計画を策定するに当たりまして、どうしても職員数の削減というのが前面に数字が出がちなのですが、その目的は、財政力及び職員力の強化ということがあります。そのためには、現在進めています効率的な行政運営を図るために、事務事業の見直しをいかに行っていくかということが重要であるというふうに認識しております。議員の御提案がありましたけれども、非正規職員の活用というのは、私どもにとっては非常に重要なことではございますが、正規職員のレベルアップ、これも非常に重要でございます。

高浜市について、私も調べさせていただきましたが、この市は、民間提案型事務事業改善制度も導入し、非常に民間の考えを取り入れた市であるということを確認しておりますし、私どももできるだけそのような、入れられるものについては導入を図っていかねばならないのではないかなというふうに考えております。

先ほど職員課長が答弁で申したとおり、受託できる業者を見つけることに非常に苦慮している状況でもありますし、労務管理上も非常に非正規職員、正規職員のみならず非正規職員についても研修等が十分にできない状況で、労務管理上も苦慮している状況でございます。こういうものも含めまして、高浜市の総合サービス株式会社の事例も参考にしながら、また、先ほど議員御指摘の定員適正化計画の全体像をよりわかりやすくとか、また、非正規職員の労働生産性の向上、また、外部委託できるような業務を明確にする、また、質の高い受託事業者を育成すること、また、行政サービスの質の向上を実現すること等を踏まえて、早急に課題解決のために関係課と協議させていただきたい。また、できることから進めてまいりたいという思いでございます。

御提言、ありがとうございます。

○4番（野上泰生君） 非常に前向きな答弁で、ありがとうございます。今回は確かに高浜というのは、かなり進んだ事例ですが、もうこれは平成7年からですから、ある意味、もう16年前から彼らは始めている事例です。一気にではないですが、別府市としては、第2期の定員適正化計画を成功させるためにも、ぜひともやってほしい。

きょうも、実は新入職員さんの研修で聞かれているとは思いますが、正規職員の方がいかに活躍していただく環境をつくるか。それと同時に、全体としてワークシェアをしながら——この苦しい雇用の中で市役所の中の雇用というものも多分重要だと思います——やっていくか。その辺、あとは人事評価とか、全部多分絡んでくると思います。そのような中で人材をどうやって活用して生産性を高め、結果として市民の皆様により豊かな事業系サービスを提供できるかという、その戦略的なものをもう少し明確に出していただいて、我々議員との間もやり取りができるといいと思います。引き続きこれは委員会もあるので、そういった中で本件に関しては、この3年間の中でしっかりと見直していきながらいいものをつくっていただければと思いますので、よろしく願います。

次は、行政評価についてに入ります。

これは、冒頭で事例を紹介します。岡山県の岡山市でした。こちら岡山県の岡山市は、

平成 17 年ごろから行政事業仕分けをスタートしました。そのとき、やはりここは市長さんがかわって、新しい市長になって非常に、政令市の中では最低レベルであった市の財政を何とかしなければいけないという危機感の中でスタートしたのが、岡山県の事業仕分けです。岡山市においては、「事業仕分け」ではなくて別の言い方をしているようです。「行政サービス棚卸」という言い方になっています。この中で非常に特徴的、印象的だったのが、まず、市長直轄の行政事業仕分けをする部隊があって、庁内の中で激しくやり取りをしながら恐らくやっているような、内部の評価の厳しい仕組みを内包しているということ、もう 1 つは、市民仕分けということで、市民参加型の事業仕分けを入れている。これまでに 43 のテーマ、事業を扱い、延べ 2,000 人の市民が参加している。もう 1 つ、パフォーマンスではないということを言っていました。民主党が、以前、数年前に非常に脚光を浴びた事業仕分けがあって、非常に短時間でやり込めてばっさばっさ切る。けれども、結果、ふたをあけてみたら、名前が変わって残っていたみたいなの、そういった話になるわけですが、そんなことを自治体がやっている時間はないわけで、じっくりと議論しながら、しかし、しっかりと成果を出していく手法をみずから考えてとっていました。その結果、導入時点の平成 17 年度と平成 22 年度の当初予算においては、当初予算ベースで約 300 億円の削減に成功している。大きさは違うので、300 億というのはどういうイメージかというと、経常収支比率でいきますと、94.1% 当時あったものが、平成 22 年度は 86.1 まで、8 ポイント下がっているというぐらい彼らは経常経費の削減に成功したのです。

一番印象的だった言葉は、「削減はしました。これからもしていく。しかし、これからは前向きな投資をしてまちづくりを始めていく」というふうなことを言っていました。力強いなということで、別府もぜひともそのような形で、これからはまちづくりでがんがんいくのだというふうなことになっていきたいと思っています。別府市でも同様に、これまで無駄な事業をカットするために行政評価を行ってきたと思うのですが、これまでの検討事業数、もしくは廃止・縮小となった事業数等を教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

本市では、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で対象事業 73 事業で実施しております。その評価結果は、廃止 14 件、縮小 38 件となっております。

財政効果については、事業内容を見直す場合など、必ずしも数値的な補足ができない場合もありますけれども、一例を申し上げますと、市税納期前納付報奨金及び納税組合奨励金の廃止があります。平成 21 年度に行った行政評価に基づき、平成 22 年度に制度を廃止しております。これによって平成 26 年度までの第 3 次行革推進期間において約 1 億 8,300 万円の削減効果を見込んでいます。

○4 番（野上泰生君） 別府市では、主に内部評価ということで、平成 19 年度から平成 21 年度まで行っているということです。これは、以前も課長とお話しさせてもらった中で、やはり内部評価をしてきたが、結構手間もかかる。大変だという話でした。現在、どのような方針で取り組んでいるのかお聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

過去の行政評価の実施状況を踏まえ、一過性ではなく、行財政運営のサイクルとして持続性があって、なおかつ予算と連動した仕組みの導入に昨年から取り組んでおります。福岡県の大野城市や日田市、それから大分市等の事例を調査研究しながら、本市独自のフレームワークを構築するために、本年 2 月に 14 事業をモデルケースとして内部評価の試行を行いました。その検証結果をもとに評価方法等を見直し、本年度は対象事業を 50 に拡大して、6 月から 8 月にかけて内部評価を実施します。評価に当たっては、可能な限り成果指標を設定して評価結果を公表します。改善または廃止・縮小となった事業については、

来年度以降の予算に反映させるとともに、その見直し結果についても公表する予定でございます。

- 4番(野上泰生君) 今年度に改めて、ちょっとお休みを挟んで本年度からもう一度50という対象事業をもとに、まず内部評価をかけていくということです。内部評価だけだと、実はなかなか、やはり身内が身内を評価していくという話なので、なかなか最後の決断がしにくい部分があるのではないかと思います。もしくは、非常に関係者が多くて、市民を含めた多くの人の意見を聞く必要があるということの案件もあるかと思います。そういう意味で、今後は内部評価だけでなく外部評価が必要だと思っておりますが、その導入の考えというのはありますか。

- 政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

行政評価は、数多くの自治体で導入されておりますけれども、さまざまな課題が指摘されております。他都市のコピーではなく、しっかりと段階を踏みながら仕組みを構築して、行政評価の目的や意義を組織内で共有し、市民への説明責任を果たしていくことが重要と考えています。

行政評価は、内部評価が基本であり、外部評価は補完機能だと思っております。内部評価か外部評価かという二項対立ではなく、本年度に内部評価を実施・検証した上で、平成25年度の外部評価導入を検討したいと思います。

- 4番(野上泰生君) そうですね、実際、岡山も全て外部評価ではなくて、大部分が実は内部評価、内部でやっていく中で、どうしてもこれは多くの市民というテーマに関しては外部に持っていき、そういった判断をしていたようです。

外部評価となると、なかなかやり方がいろいろあると思うのです。実際、構想日本さんがやっているような外部評価というのは、よその自治体の専門的な職員さんが入ってきて、評価者として入るとか、もしくは完全に公募で市民から選んでいくとかいろいろあると思うのですが、そのような外部評価導入の場合に、問題点というのはあるのでしょうか。お聞かせください。

- 政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

現在、行革の進捗状況を市民委員会で外部評価を行っておりますけれども、やはり外部評価委員の人選が最も重要だというふうに思います。自治体は、民間企業とは違う役割を求められておりますので、単に効率性だけでなく、客観的な立場で公平・中立な評価が求められると思います。廃止・縮小する事業には、少数であっても受益者が存在しますので、市民の総意というものを慎重に判断する必要があるというふうに思います。委員の人数や構成、それから市民公募のあり方などを十分に検討しなければならないと思います。また、議会の権能、そういったものとの役割分担、これも明確にすることが必要だと思います。

いずれにしても、予算削減ありきの評価ではなく、市民や議会への説明責任を果たしながら、行政が主体性を持って事業の存廃を決定していく必要があるというふうに思っております。

- 4番(野上泰生君) こういった事業仕分けでよく論点になるのは、やっぱり議会とどのようにすみ分けていくかとか、市民とは何かみたいな話です。本当に私もまちづくり等いろいろやって、いろんな公聴会的なものだったり、審議会的なものに行くわけですが、どうしても審議会となると、当然ながら選ぶほうの意図が入っていくし、公聴会で自由参加となると、やはり一定の考えを持った方々がどんどん集まってくるということで、果たしてそれが本当に市民の意見なのか、総意なのかというふうなことがあるのだと思っております。そういう意味では、この議会のほうがいわゆる選挙という形で選ばれた議員によって構成されているわけですから、よりいいのかなとか、いろいろ考えています。

1つ新しいやり方で、そういうふうなテーマに対して挑戦している自治体もふえていま



して、ちょっと新しいやり方を紹介させていただいて終わります。

市民討議会というのがあります。今言ったような、今までなかなか行政がやっている市民参加型となると、サイレントマジョリティーという、サラリーマンの方であったり、パートの主婦さん、学生さんとかです。なかなかそういったものに出られない人たちが、意見を言いたくてもできない。もしくはインターネットができない人は、パブリックコメントをネットでやっても入れられない。いろんなことがあって難しかったのです。

そういうことを背景に実は今、自治体を中心に市民討議会という手法が広まりつつあります。どういうことかという、これは裁判員制度をイメージしていただくとわかるわけですが、自治体の住民基本台帳に基づいて公平無作為に参加者を抽出して郵送で送るので、その中から参加したいという人が参加できる仕組みです。したがって、特定の考えを持った人たちで固まるとか、そういうことは基本的に避けられます。無料ではなくて、実は報酬を伴った仕事として参加をしていただくということもルールになっています。判断をするためには、当然ながら専門家が情報、これは行政が主になるわけですが、討議の基礎的な情報を提供して、その中でさまざまな判断をしていただく。その過程は全て公開すると同時に、その提言、結果もメディア等を通じて公開していくという手法です。これで行くと、いわゆる1つの何か固まったところの意見が反映するとか、利害関係者の意見が強烈に出てくるとかということは実はなくて、非常にバランスのとれた結果が出てくるというふうなことが、最近だんだんわかってきているそうです。

別府が、新しくこの外部評価の仕組みを入れるわけですから、できればこのような新しいことに挑戦してもらって、本当にいい仕組み、もう極端な話を言うと、誰が市長になろうが、誰が議員になろうが、誰が担当者であろうが、市民にとってベストの結論が下される事業仕分けの仕組みが、究極の事業仕分けだと思っていますので、このようなものをやれば実験的にやっていきながら、されたらどうかと思います。

よその地域では、初めは余り差しさわりのないところから市民討議会を始めているのですが、最近はこの事業仕分けのような結構お金に絡むことまで入っているようですから、このようなやり方も勉強していただいて、よりよい別府版の事業仕分けの仕組みをつくっていただきたいと思いますし、私も一緒につくっていきたいと考えていますので、お願いします。

以上で行財政改革は終わり、次は観光に行きます。

まず、冒頭で市長にちょっとお伺いしたいのですが、今回、観光の統計の仕方が変わりました。私は、昨年6月の議会でもお願いしましたし、直近の3月議会でも観光統計を変えてくれということをお願いしました。それについて、このように変えていただいたことに対して、まずは感謝をいたします。

国の基準に合わせたということですが、市町村単位では非常に早い導入でして、ある意味大変勇気ある決断だし、新聞も幾つか見ましたが、水増しだみたいな、非常に不都合な形でも書かれていたり、もしくは未来志向でいいのではないかという論調もありましたが、こういったことに対しては非常に政治的判断も必要だったと思いますが、市長の思いを一度お聞かせください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この全国基準の問題ですが、今回、別府市がこの決断をしたということは、統計方法の見直しを行う絶好の機会だと前向きにこれを捉えました。そして、観光庁が策定した都道府県へのいわゆる全国基準、この共通基準に準じた大幅な統計方法の見直しを行ったわけでごさいます。従来までになりますと、観光客総数並びに宿泊観光客は、別府はいつも1,100万、さらには、宿泊数は400万ということがずっと伝えられてまいりました。

そのことで今回、思い切ってこの決断をしたわけですが、数値が大きく変更になった報

道がありました。そのときにいろんな受け取り方で、お客さんがそんなに減っているのですかととられてはまずいという思いもありまして、全国市長会がちょうどその発表の直前だったのですか、8日だったと思う、発表が。5日の日の全国市長会の温泉所在都市の総会、私が会長であり、議長をしておりましたが、その中でこの議論も出ましたので、私から別府の状況をお話しさせていただいて、これは、これから正しい数値によって報道が、お知らせができるのだと前向きに捉えてしっかり頑張っていこうということを皆さんにお願いしました。さらには、観光庁、担当課長、統計局も含めてしっかり要請をして、そういった指導をしっかりやってほしいという思いを伝えたところでございます。

結果として、入湯税ベースで宿泊客数による年度比較においては、昨年度よりも増加をしているのです。そういう状況を見たときに、別府市の現状をより実情に近い形で認識できるのではないかと。だから、実情に沿った中で今後の観光施策の方策、目標数値の設定等がしっかりとこれまで以上に効果的な事業展開に結びつくだろう、このように私は認識いたしております。そういう意味で今回のこの機会を新たな第一歩として、正確な数字、今で言いますと、この正確な数字で見ますと、年間800万人ということになるのですかね。そしてまた、入湯、宿泊者数も230万人強とふえてきているのだということをしっかりと報道しながら、別府市は頑張っているのだよということを、皆さんと一緒に協働のまちづくりの中で今後も国際観光都市としての発展にしっかりと頑張っていきたい、このように思っております。

- 4番（野上泰生君） 本当に過去のやり方でいくと、バブルがはじけた後ぐらいから、実数で60万人入湯客が減っていく中で、市の発表は横ばいだということもあって、そのときに、やはり民間の宿泊業界と別府市というのが、本当に我々のことを考えてくれているのだろうかという思いがやっぱりあったのは事実です。今回、こういう形で、例えば危機感であったり、もしくは伸びたら達成感、共有できる数字になったということで、私は民間と行政が本当にダッグを組んで観光行政を進めていく、観光政策を推進していく上での基本的な第一の環境が整ったというふうに思っています。したがって、大変いいことだと思っておりますし、これは経営でとっていくと正確な数字で全て判断しないと何の意味もないわけで、そういう形ですぐにこういうふうになったことで、これから別府観光を真剣にまたやれるのだなということを思っています。

ひとつ、次は予算について質問をします。

議長に許可を得て、参考資料として皆さんの卓上に資料を配付させていただいています。これは平成24年度の予算項目を全部入れて、細かいですけれども、これは去年の6月も23年度でやったのですが、人件費とか宣伝にかかわる予算とか、これは誘致にかかわる予算とか、これはイベントだみないな形で分けていった数字です。総額で言うと、別府市の一般会計予算430億の中で観光費として計上されているのが9億7,800万円、約2.27%です。ただ、この観光費の中には温泉都市別府らしいとでも言うのか、温泉関連の予算というのが半分弱含まれていまして、実際のいわゆる観光、温泉を除く観光となると5億3,000万円になるわけです。これは1.23%。これは一般会計予算の中で、この観光都市別府の中で観光費が1.23%であるということです。これが多いか少ないかというのは、よそとも比較してみればわかるのですけれども、決して多いほうではないのです。

その中でさらに、では、この1.23%の5億円がどのように使われるのかというのを分析したのが、先ほどの用途別の案内所とか、2枚目になります。このテレビを見ている方はわからないので言いますが、人件費が8,990万円、ですから約9,000万円です。これは観光まちづくり課の職員13人分です。それから宣伝が2,588万5,000円で、誘致に1億4,150万、案内所が1,750万、それから観光施設、これはビーコンであったり関の江、神楽女湖、志高湖、それから鉄輪の地獄蒸し工房、これの運営に1億7,575万4,000円、大

部分がピーコンです。それからイベント、温泉まつりであったり、さまざまな、鶴見山一気登山なんていうものもあります。イベントに6,331万。それからまちづくり、これは泉都まちづくりツーリズム支援事業等の補助金を含めて約1,180万。その他で約500万。これ全部でいわゆる観光費ということなのですが、大体こういうふうな仕分けでいいのか教えていただけますか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

いただきました資料を拝見いたしました。おおむね資料に示されているような分でもしいかと存じますが、担当課といたしましては、誘致と宣伝、これは非常に関係の深いものでございますので、この分に関してはセットで考えるべきものではないかなというふうな考えております。

○4番（野上泰生君） わかりました。つまり、この観光課は、誘致とか宣伝とか、あとはまちづくりとかイベントとか、そういったいろんなことをやっているわけです。実際、その関係者というのが非常に多岐にわたると思うのですけれども、それはどうなのですか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

もろもろの観光事業の実施に当たりましては、事業ごとに実施内容、対象者、エリア、実施日等に応じてその手法は多種多様でございます。また、それにかかわる関係者も広範多岐にわたっております。こういった方々と連携・協力のもと事業実施に取り組んでいるわけですが、戦略的にはリンクさせなければならない部分があるものの、執行段階ではそれぞれ異なったものというふうな形になっております。

○4番（野上泰生君） もう1つ。この別府の場合、今言った入湯税、私は月別でずっと見ていくとこれはわかるのですが、別府は夏場から秋、それから冬にかけて、温泉地ですから、非常に集客しやすいのです。夏は家族連れ。一方で、4月の温泉まつりが終わったぐらい、春休みが終わったぐらいから夏、今まさに一番お客様が少ない時期で、夏休みが始まるまで1学期、この1学期がゴールデンウィークだけ除いて極端にお客様が少ない状況にあります。これは入湯税の実績を見ればわかると思います。したがって、考え方が分かれると思うのですが、この少ない時期にいわゆる行政がてこ入れをしていくのかという話です。もしくは多い時期に入れるという手もあるのですが、実は多い時期というのは、民間が比較的活発に宣伝投資します。例えば宣伝広告を出すにしても、多い時期はやっぱりでっかく出すのです。少ない時期はお金がないので小さくなるわけです。そういう意味では、行政がやるべき部分はいわゆる1学期対策です。1学期に少なくとも今まで来なかった、例えば多くの施設が赤字になっていくのです。この赤字になる1学期をとんとんにできるぐらいのてこ入れがもしできれば、別府は結構潤うのです。そうすると、ほかは稼げるわけですから、設備投資も起こるし、よくなるのです。

一方で、1学期というと、実は準備は前年の秋から始めて、実際にお金が使われるのは4月とか5月、6月という話でいくと、なかなか年度ごとの予算執行をベースにしていくと非常に難しいのです。そういうふうなことで年度区分で予算を執行していくという状況で十分な対応ができないのではないかなというふうな危惧するのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまの御質問にあった時期というのは、ちょうど今ぐらいの時期なのかなというふうな考えております。通常、こういった時期を想定した中で準備に取りかかるのが約半年前というようなこととなりますので、逆算していけば年内のうちというようなことで準備を始めるわけなのですけれども、予算の区分でいきますと、当然旧年度と新年度にまたがるわけございまして、この中で十分な活動ができていくのかというようなこととなりますと、十分ではないというような部分もあろうかというふうな捉えております。

○4番（野上泰生君） そうですね、なかなか予算が確定していない中で、よし、いこうとか、こういう事業をやるのだという話はやっぱりできないですね。大体予算が決まってから動くので、秋口とかにキャンペーンをするわけですが、そのころ実は別府は来ているのです。そういうことでいくと、この予算面の柔軟性というものをどうとっていくかというのは、重要だと思っています。

時間がないので、次は最後の質問ですが、今の話でいくと、非常に今の観光まちづくりは、宣伝や誘致といった、いわゆる外からお客様を引っ張ってくる、お客様のいるところに出かけて行って引っ張ってくるような仕事です。プラスまちづくり、これは農耕のような種を植えて育てていく仕事なのですが、そういうものやったり、同じ課がそういう2つの種類の異なったものをやるのに無理があるのではないかと思います。迅速にそのようにできる体制をとっていく。観光というのは、やっぱり行政の一般の仕事とは別なので、ぜひとも、ちょっと普通の行政の仕事の仕方とは別の、より機動的で、より違った人材、場合によっては外部から人材も誘致してすぐれた仕組みを、もしくは推進体制をつくっていただきたいと思っています。

これで、質問のほうは終わります。あえて回答は求めません。ありがとうございました。

（議長交代、議長・松川峰生君、議長席に着く）

○9番（松川章三君） 本日、最後の質問をさせていただきます。外は台風で大変かと思いますが、この中は静かでありますので、ゆっくりしたいと思いますが、そんなことはできませんので、一生懸命やりたいと思います。

6月は、農家にとりまして田植えで非常に忙しい時期なわけなのです。私も、先日、田植えがやっと終わって、除草剤、防虫剤いろいろやって、やれやれというところでございます。考えてみれば、私の今つくっている田んぼの周りは、昔は家も、大きな量販店もなく、田んぼから海が見えていたわけなのです。それが、今は私とまた1人、2人の人しか農業をやっていません。米をつくっていないのです。本当に寂しい次第です。

きょうみたいに台風が来ますと、水がたくさん出ます。その水が出ると、農家の人は即田んぼに行って水を落とすわけですが、落水させるわけですが、なぜするかといいますと、水がたまるとあぜが崩れてしまって、大変な被害が起こるわけなのです。そのあぜだけにかかわらず、また田んぼも植えたばかりの稲が浮いて流れたり、いろいろします。そういうことで農家の方は、この時期が一番忙しく、そして大変な時期だと思っています。

そういうふうな状況なのですが、30年前のときには、今話をしましたように海が見えていた。けれども、現在は別府市内の農家数、そしてまた耕地面積数、そして年齢、そして今ふえています耕作放棄地、これを、30年前のことはわかりませんが、あれですけれども、10年前と比べてどのくらいになっているのか御説明をいただきたいと思っています。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

2000年と2010年の農林業センサスを比較いたしますと、農家数580戸から490戸へ、90戸の減、田や畑、樹園地の経営、耕地面積が361ヘクタールから337ヘクタールの、24ヘクタールの減、農業従事者数、1,519人から599人の、920人の減、耕作放棄地が約61ヘクタールから129ヘクタールの、68ヘクタールの増となっております。2010年の農業者の平均年齢が62.8歳となっております。

○9番（松川章三君） 農業従事者数が、10年で約3分の1、そして耕作放棄地は、やはり10年で約2倍にふえています。平均年齢は62.8歳。この10年でいかに農業従事者数が減少して、耕作放棄地が増加して、農家が高齢化していることがわかってと思います。

統計書などを見ますと、別府市の土地利用の内訳がわかります。別府市全体の面積は1万2,500ヘクタールあります。その内訳は、宅地が1,260ヘクタール、これが約10%、山林が7,800ヘクタール、これが60%、田畑が640ヘクタール、これは5%、原野と雑種地、

これが1,800ヘクタール、これが15%。農家に関するものを合わせますと、これは80%が、農林業に関係している人たちが別府市の中で守っている土地と断言していいでしょう。その農林従事者が、そのように一生懸命守っている土地なのですから、この従事する人が、余りにも少なくなり過ぎて、本当に私はどうなるかなと考えているぐらいでございます。この農地、今その人たちがつくっている農地が、近年ではそういう山林や田畑が持つ多面的機能、これが見直されていると思うのですが、農林水産課としては、この農地や山林が持つ多面的機能をどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

農地や山林には、さまざまな多面的機能があります。田んぼの雨水を貯める洪水防止機能、土壌の流出を防ぐ土壌侵食防止機能や災害防止機能、温泉や地下水のもととなる水源涵養機能、ためた水の気化熱によります気温の上昇を防ぐ気候緩和機能、水を浄化する水質浄化機能、自然の中でさまざまな生態系が保たれる生態系維持保全機能があります。農業生産面ではなく、これらの多面的機能の面から考えましても、別府市の温泉や海、山、農村の景観などを守るために、農林業の振興が必要と考えております。

○9番（松川章三君） そうですね、多面的機能というのは、本当に別府市の中の根幹を守るぐらいのすばらしい機能がやっぱりあるわけなのです。

実は、先日の6月16日の土曜日にJA別府市の総代会がありました。そのときに——言っているのか、あれですけども——市長そして農林水産課長が来賓で出席していただきました。そのときにお二方は、その総代会に出席された方々を多分壇上の上から見られたと思います。そのときにどういうふうにしたか。聞きませんけれども、どういうふうにしたか。私は、多分こういうふうにしたのではないかと思う。若い人がいないな。もうほとんどが高齢者ではないか。（「あなたは若い」と呼ぶ者あり）私だけ若い。これは、本当に出た人は必ずわかります。本当、若い人がいない。いろいろ質問する人も何する人も皆高齢者。その高齢者の人たちが、総代会ですので、見て、出て、農協のことについて、農業のことについてやったわけなのです。これは、隣の日出町も、大分県全体も、全国的にそういうふうにもう高齢化しているわけなのです。

高齢化して、後継者の減少がものすごく問題になっているわけなのですけれども、現在の別府市の農業後継者についてはどのようにしているのか、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

農業後継者につきましては、今は農家の子どもが農業を継ぐという時代ではなくなっております。非農家の人も就農しないと農業が維持できない時代になったと考えております。現在、農業後継者組織の加入者は11名となっておりますが、これは、専業農家として農業を中心に行っている人数でありまして、会社に勤めながら休日等に農業を手伝うという人が大部分を占めておるとい状況であります。

○9番（松川章三君） そうですね、専業農家は11名。本当に別府市12万人いる中で11名の方だけが専業です。あとは、私なんかみたいにやっぱり兼業です。本当にこの専業農家が11名で別府の農業を守れるのかなというぐらいに思っております。別府市の面積から考えますと、農業後継者の数は絶対的に少ないように感じております。

ところで、平成24年度、ことしから農林水産省が、農業の担い手確保のために「人・農地プラン」という新しい施策を始めました。この施策は、非常にいいなと思うところが私もあります。この施策について、「人・農地プラン」について別府市の取り組みはどのようにしているのか説明していただきたいと思っております。

○農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

今年度より各地域の人と農地の問題について考える施策といたしまして、「人・農地プラン」を作成するということになりました。主な内容は、各地域の抱える問題について、

地域の話し合いによる地域農業マスタープランの作成と、青年就農者定着支援としての給付金や農地、担い手を集めるための農地集積協力金等があります。これらの事業について、今のところ3名が事業に該当する予定となっております。

- 9番（松川章三君） そういうふうにならやめよう、真剣にやめようという、そういうふうな人たちがたった3名しかいない、その該当する人がいないわけなのです。そのことについて本当、これを深く掘り下げればたくさんあるのですが、ちょっときょうは、そのことについては深く掘り下げません。しかし、観光都市の別府としまして、やっぱり海と山、そして自然、緑、これを守るためにこのように「人・農地プラン」というふうな新しい施策が出ています。このいいプランをやはり地域の人たちと話し合っ、そして、またJAとその他と協力しながら、農林漁業者の育成にぜひとも取り組んでいただきたいと思うのです。このままでは本当に別府市の農業は見えています。限界集落というのがもう終わり、このままいったら、もう何年後かには終わりですというような集落が、どんどんふえていっていますので、非常に危惧しております。本当に危惧しております。

それで、そういうような中で、今、農林水産課が進めていることがあります。それは何かといいますと、集落営農について取り組んでいると思うのです。この集落営農、現在、大分県内と別府市における集落営農の取り組みとその状況について、御説明をお願いしたいと思います。

- 農林水産課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

現在、大分県内には588集落営農組織がありまして、そのうち農業法人になっている組織は158であります。別府市以外は、全ての市町に農業法人がありますが、別府市には、農業法人がない状況であります。東山地区の取り組みにつきましては、御岳、城島、山の口、椿、枝郷地区で各集落説明会を実施いたしまして、地域の代表者による検討会を行い、集落営農法人設立に向けて取り組んでおるという状況であります。

- 9番（松川章三君） そうですね、集落営農や農業法人については、国が施策として支援策をたくさん行われたと思います。また、別府市、大分県内のほかでは相当、500何十何ぼというふうにありましたけれども、そのくらいあるのに、別府市は本当に一つもないのです。この集落営農、農業法人ですけれども、こういうものがあるのに一つもないということであれば、別府市は農業を捨てたのではないかと思われても仕方がない。農業関係者としましては、そういうようなことはよく考えられます。

そのときにいろんな農地、その他を、昔、農家の人というのは、自分が昔から代々受け継いだ農地は、どうしても自分のものだ、それを農業法人に貸し出すのは、やっぱり大変だとか、なくなるのではないかと、そういうふうなことを考えて、やっぱり感じる人が多いのです。だけれども、今度、先ほど言いましたように「人・農地プラン」というのがありまして、それは本当にいい事業ですから、その辺をやっぱり活用しながらでも集落営農を、農業法人をやっていただきたい、つくっていただきたい。ぜひともつくっていただきたい。そして、別府市でそれができ上がって、そして観光と結びつく。

ある行政の方が、実はJAの出会い旬の市、JA市場「旬の館」という市場があって、そういうのがあるのです。そこに一々買いに行くわけです。ここではないと悪いというふうに、新鮮、朝とれた野菜をそのまま買って帰って自分のところで調理をして出すのだということをやっていました。そんな人たちもおるわけなのです。そのためにも、やっぱり別府市の農業を守るための集落営農や農業法人、これをつくっていただきたい。それをつくる努力をしていただきたい。

そのことをございますけれども、市長は、この集落営農、農業法人、このようなことの取り組みについてどのように考えているか、また、別府市の農業についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

まず最初に、先ほどのJAの総代会で感想をとということ、答弁は求めないがというお話でしたが、あなたの思ったとおり、私も感じました、高齢者が多いなど。毎年御案内をいただいているのですが、しかし、若い方も、あなたも含めて……後ろから5番目にちゃんといましたね。ちゃんと見ました。若い方も来ていますし、また、高齢者が元気なのですね。あれだけ盛大な会になって、そして真剣に議論されている姿には、逆に私は感動したわけでございます。

余談な話をいたしました。質問にお答えしたいと思います。

別府市の海、山、そして農村の景観、これは私は、農林水産業関係者が守っていただいているということ、常日ごろから感じております。例えば日本の棚田百選に選ばれた内成の棚田、さらには奥別府観光としての由布川峡谷、また、由布岳が一望できる天間草原、また、今月15日に国の文化審議会には、鉄輪・明礬地区の別府の湯けむり温泉地景観が、国の重要文化的景観に選定をいただき、これが文部科学大臣のほうに答申をされたわけでございます。

湯けむり、あなたもそのど真ん中に住んでいます。私も、生まれ育ったときからこの湯けむり景観を見ながら育ちました。この湯けむりがあるということ、やはり緑をしっかりと守っていただいて、雨水を地下に浸透させて何十年、40年、50年たつて温泉という特有の成分で泉源を保護していただいている。泉源があるから、そこに湯けむりがあるということを考えれば、この大自然の中で与えられた財産、この別府の宝が国の宝になったわけでございます。これは、まさにこの景観を育てていただいたのは、農林水産業関係者全体の方が核になっていただいたということ、私は忘れることができません。

そのような観点からも、また、今、ローマ字の「ONSENツーリズムのまちづくり」を推進している中で、これらの景観を保全していくということ、これは大切なことであるし、また、観光と農林水産業の連携、これをしっかりと結びつけるためにも、後継者の育成というのは欠かせません。これは重要な課題であるというふうに認識をいたしておりますので、今後も地域と連携をしながらしっかりと取り組んでいきたい、こういう思いだけ述べさせていただきます。ありがとうございました。

○9番（松川章三君） ぜひとも別府市の農業、これを再生させていただきたい。そのためには農林水産課の皆さんも、JAと一緒にあって真剣に取り組んでいただきたい。私のできることはあれば、一生懸命頑張りたいと思います。実践している私としましては、農地が少なくなっていくことが非常に悲しい状態でございます。

それでは、次の防災行政についてに移りたいと思います。

別府市では、今まではいろんな災害についても、避難場所を指定していたと思うのですが、その避難場所は、今までは大体、避難場所ですよという状況で指定していたはずなのです。それが、今度は東日本大震災の後に、災害の種類に応じた避難場所を選定していただいて、今回、別府市防災シティマップにそのことを掲載していただいております。また、そしてそれを市民に配布したようにありますが、これは市民に十分周知できているのかお伺いしたいと思います。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

平成23年度に株式会社ゼンリンとの共同で作成した別府市防災シティマップは、平成24年4月号の市報と一緒に市内の各世帯に配布いたしました。このマップは、市役所市民課、1階受付、各出張所、地区公民館、小・中学校ほか公共施設などにも配布し、気軽に市民の方々がお持ち帰りできるような環境にしております。作成部数6万3,000部のうち約5万部を各家庭に配布し、6,000部を市の施設、大学、市内の福祉施設等に配布し、現在、在庫が7,000部あり、今年度以降の市内転入者などに配布を考えております。

○9番（松川章三君） 全戸に配ったということですね、5万部ということは。でも、配布しただけでは、なかなかそのマップが生かされているかというのはわからないのです、実は。私はあれですから、マップは必ずすぐ手に取れる、わかるところに置いて、家族でそのマップを見ながら、逃げるときはどうしようかとか、やっぱり考えているわけなのです。そのような意識づけを、やっぱりこれから先もしていかなければいけないのではないかなと思っております。

それで、その次は教育委員会のほうにお伺いしますけれども、昨年の中日本大震災において、実は釜石市の小・中学校のほぼ全員が避難をして助かった「釜石の奇跡」というのがあります。知っていると思います。それは全部、別府のあそこのビーコンでもやりました。去年ですか、私は、その先生のところに聞きに行きましたけれども、すばらしい先生でした。それは、群馬大学の大学院の先生で片田教授という方なのですけれども、この方が言われたことには、釜石市で何年もかけて防災教育をしまして、そして、そのときに子どもたちに被害を想定したマップとかそういうもの、これについては参考にしてもいいけれども、これを信じるな。無視した、「無視した」と言ったら悪いのだけれども、信じるなということです。地震が起きたらとにかく逃げろ、それをずっと言い続けてやってきたらしいのです。子どもたちは、やはりそういうことでマップを信用する大人、大人になると、出されたものに対してはすぐそれを信用してしまうのだけれども、子どもというと、やっぱり教育され教えられると、それが、あるけれども違うのかもかもしれないな、そういうふうになって、やっぱり逃げることができる。そのときの教訓があって彼らは生き残った。彼らが生き残って、逃げる途中に「津波が来るぞ、津波が来るぞ」と言いながら逃げていったもので、それにつられて各家庭の親も、そして皆さんも一緒に逃げていったのだ、そのように教授は言っておりました。確かに、それは正しいのだろうと私も思います。

そこで、別府市の教育ですけれども、防災教育でございましてけれども、幼稚園、小学校、中学校、この防災教育はどのようにやられているのか、行われているのか、進められているのか、その辺をお伺いいたします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをします。

昨日と同様の答弁になるかと思いますが、どの幼稚園、小・中学校におきましても、避難のマニュアルは作成しておりますし、それに基づいた避難訓練を年間しております。特に地震・火災を中心にしておりますが、津波に関する訓練においては、御存じのように沿岸部の3小学校では、引き続き今年度も実施をいたしております。

今後、さらに各種別の災害の発生に際してみずから適確に判断して、いつでも、どこでも冷静に、迅速に安全行動できるように、従来型のお決まりの地震・火災の避難訓練にとどまらない、繰り返す、積み重ねる、必要性のある防災指導の充実に努めていきたいと考えております。

○9番（松川章三君） そうですね、災害は地震・津波だけに限りません。いろんなものが想定されます。風水雪害とか高潮とか、別府で言えば火山の噴火、これがやっぱり……、海岸部は地震・津波かもしれませんが、我々のような鉄輪辺、この辺についてはやっぱり高いところは火山の噴火というのが一番怖い。そして土石流、土砂崩れ、こういうものがあります。こういうようなものが一番あると思いますが、ことしの3月ですか、自治振興課が先ほど言ったシティマップを全戸に配りました。このシティマップは、では、実は学校関係でどのように使われているか、活用されているのかお伺いしたいと思います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。

先ほどからお話のあっている別府市防災シティマップ、4月に手に取りまして、学校では実際にはまだ使ってはおりませんが、50ページ弱でしたか、中身を見ますと、市内の地図の記載、それから各種別の災害の対策、応急手当ての方法、避難のポイント、



そして市内 17 地区ごとの防災情報が詳しく盛り込まれておりまして、私たち、子どもたち、保護者への日ごろの備えになるものと認識いたしております。

今後、このシティマップを教員が有効活用することで、学校での生活の時間帯のみならず、休日ですとか帰宅後の家庭での生活時間帯において、各種別のものに安全に対応できる避難場所の位置を確認する、経路を確認する等をいたしたいと思っております。シティマップを効果的に今後導入をして活用してまいりたいと考えております。

- 9 番（松川章三君） そうですね、このシティマップ、ちょっとわかりにくいところも私はあるのですけれども、災害においていろんなことが書いてありますので、その辺を見てやっぱりやればいいのかと思います。でも、このシティマップを、では学校で使うにしても、このシティマップを使う先生たちが、このことについて熟知をしていなければ実は余り効果がないのではないかなと私は思いますが、先生たちのこの防災に対する研修、また、このようなシティマップについてどのように考えているのか、研修は計画をされているのか、お伺いしたいと思います。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。

昨年のあの大きな惨事以降、本当に人ごとではない、我がこと、特に使命を帯びた教員としては、研修を重ねてきております。危機管理の意識を醸成する研修は、これ以後も不可欠であると思っております。ここ近くで言いますと、去年の 10 月とことしの 5 月に、管理職を対象にした研修会がございました。そこで学んだものを現場に帰りまして全職員に還元もし、本校の課題というような反省点も含めて確認をする研修を行っております。中でもある小学校では、毎月 21 日を「安全防災研修日」と位置づけまして、職員全員で防災研修、安全点検をいたしまして、共通認識を深めるという自主的な取り組みを実施している学校もございます。

また、今後ですと、別府市独自としましても、来月ですけれども、全学校の管理職、それから安全防災担当教職員、幼稚園の主任さんを対象に研修会を開催いたします。県から防災アドバイザーの方を講師に招きまして、「学校でできる防災教育」ということをテーマに御指導をいただくようにしております。この研修をさらなるきっかけとしまして、2 学期以降実際の防災教育の充実に努めてまいろうと考えております。

- 9 番（松川章三君） 先生の責任というのは非常に大きくなると思いますけれども、実は先日、6 月 18 日の新聞に、ことし 1 月、静岡市内の中学校で道德の時間に投げかけられた質問だというふうに、道德の時間に静岡市内ではこういうふうな教育をしているわけなのです。だから、別府市も今言ったみたいに、別府市で、この我が市もそのようにぼんぼんではなくて、やっぱり道德の時間なり社会科の時間なり、何かその時間を決めてこれは定期的にやっていく。先ほどの片田教授が言っていましたように、長い間時間をかけて、そして臨機応変に対応できる柔軟な心を持った子どもたちを育て上げたのだということでございますので、ぜひともその辺は先生たちがやっぱりまず変わって、そして子どもたちにそのようなことを教えていく。これが、子どもたちが将来大きくなったときに、また大きくならなくても、現在でも臨機応変に、今この場面ではどうしたらいいのかというふうに対処できるようになるのかと思います。

ただ、これは非常に難しいところがあって、では、子どもが 1 人倒れている、その子どもを助けなくて行ったのがいいのか、助けるのがいいのか。助けたら、自分たちも危ないのではないのかとかいう、そういうふうなことにぶち当たるらしいです、必ず。だけれども、それは、その辺を臨機応変に、その状況に応じて判断できる子どもたちをつくる。それが別府の将来においてもものすごく素晴らしい子どもたちを育てるものになるものだと思っておりますので、ぜひとも教育委員会の方は、そのようなところをもっと視察にも行って勉強されてやっていただきたい、そういうふうな思っております。

それでは、次の質問に入ります。

それで、市民の災害に対する意識ということでございますけれども、これは、シティマップを配布したということで災害に対する意識が上がったのかなと思いますが、実は余り上がっていないのではないかなと私は思います。と言うのはなぜか。先ほど言いましたように、本は来たけれども、シティマップは来たけれども、それは、ぽんと置いてしまっただけで上に重ねたら、もうどこに行ったかわからなくなるのです、本当にわからなくなる。だから、そのようなこともあると思いますので、このマップを使った災害に対する意識、防災に対する意識、この啓発をどのように考えているのか、その辺を質問いたします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

災害による被害を最小限にとどめるため、市民及び各組織等を対象に、あらゆる機会を活用して各種災害に関する知識・技能の習得、防災意識の高揚を図ってまいります。そのためには、地域防災の中心となる自主防災組織の育成強化を図ることが必要であり、毎年、防災活動推進地区としてモデル地区を選定し、他の自主防災会が避難訓練する際の参考となるよう訓練を心がけております。今年度は、亀川地区を予定しております。

また、市民、各種団体に対しましては、地域での避難訓練等への参加をお願いするとともに、市のまちづくり出前トークを利用した講習会などで防災シティマップの説明を行ったり、各種講習会などを通して防災意識の普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） そうですね、防災シティマップはあらゆる機会を通じて「防災シティマップ、防災シティマップ」と言って市民に啓発をしていただきたいと思います。そうしないと、本当、一回埋もれてしまったものはどこに行ったかわかりません。よく捜し物をしたときに、何もないときに出てきて、必要なときには出てきません。これが現実です。

それでは、次の質問に入りますけれども、いろんな災害があると思います。そのときにやっぱり市の防災担当課は、臨機応変に対応しなければいけないということがうたわれていると思いますが、そのためには、今の体制、これでいいのでしょうか。今の体制では、私はちょっと不十分ではないかなと思っております。というのは、個別の課、もしくは部屋を設けて防災に対する体制の強化を私は図るべきではないかと思っておりますが、その点について実際どんなふうに思っておりますでしょうか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

災害に対する体制につきましては、非常時と平常時の体制が考えられますが、非常時の災害対策体制について、まず御説明いたします。

大雨・洪水・暴風雨・高潮・津波などの警報が発令された場合は、災害の発生に備え、情報収集のため災害対策連絡室を設置いたします。災害の発生や自主避難の開始が必要な場合は、災害警戒本部を設置いたします。さらに、被害拡大のおそれや避難勧告、避難指示などが必要な場合は、災害対策本部を設置することにしております。それぞれの体制におきましては、消防・建設・避難所・救護・衛生などの対策部を設けており、対策部ごとに職員参集による役割分担を行い、全庁体制で災害に対処することを定めております。

また、その他の特定案件、例えば鳥インフルエンザ対策などの場合には、担当課が主体となり関係部署との連携を図り、対応をいたしております。

○企画部参事（福田 茂君） お答えいたします。

議員御指摘の現状の防災担当課体制につきましては、来年度の機構改革を進めていく中で関係課と協議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○9番（松川章三君） ぜひとも機構の中に、そういうふうなものを取り入れていただきたいと思っております。というのは、私はいつも言っていますけれども、防災行政というのは、はっきり言って先行投資型ということです。いわば保険を掛けるようなもので、いざ災害が起きてしまえば甚大な被害があります。しかし、それを先行投資でやれば、ある程

度減殺できるのではないかと考えておりますので、ぜひともそのような観点から対策室なり課なりを考えていただきたいと思います。

では、これはこの辺で終わらして、次の質問の個人情報についてに行きます。

個人情報といいますと、昔は余り言われておりませんでした。最近では「個人情報、個人情報」と言ひまして、非常に個人情報で何かこう、本当はそんなことまで個人情報でいいのかなと思うことまで個人情報になっております。昔は、学校なんかに行きますと、連絡網がありまして、その連絡網は全部わかっていました。ただ、今は、私が聞くところによりますと、その本人を挟んで前後だけがわかるということらしいです。また、警察におきましては、よく昔は警察官が家に尋ねて来まして、家族状況なり、その他を聞かれたような記憶もあるのですが、最近ではほとんどないみたいです。これを何か警察官のあれでは「簿冊」とか何とか言うらしいのですけれども、「簿冊情報」と言うのです。これが、今はないみたいにあります。そのような個人情報、「個人情報、個人情報」と言われておりますこの個人情報というのは、では、実は何なのか。定義というか、市で個人情報保護条例がありますが、そのことについてちょっとひとつよろしくお願ひいたします。個人情報とは何なのか。

○総務課長（八坂秀幸君） お答えします。

国のほうで平成15年に個人情報の保護に関する法律が制定されております。それを受けて、別府市においても個人情報保護条例を制定したところであります。

個人情報とは、その別府市個人情報保護条例第2条のほうで定義されております。「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」となっております。

○9番（松川章三君） その個人情報保護条例というのは、ここにもちゃんとこの条例はあるのですけれども、なかなかわかりづらい。何を言っているかわからないですね。けれども、私が思うに、個人情報というのは、個人の氏名、年齢、その他、その人に関するいろんなことが個人情報だと思っております。しかし、もしこういう質問をしたときに答えるのに2条、確かに2条においては、これは書いてありますけれども、それを言われても非常にわかりづらいので、もっともっとわかりやすく今から説明をしていただきたいと思います。

いいです、いいです、それはそれで結構です。

それで、では、個人情報は、別府市も各課がいろいろとあれですから、持っていると思うのです。各課が個人情報を保有していると思うのですけれども、それは違う課と、違う課というのは、自分たちと違う課と共有されているのか。また、それが共有されているとしたら、どのように違う課に提供されているのか。その辺を総務課、高齢者福祉課、自治振興課などにお伺ひしたいと思います。

○総務課長（八坂秀幸君） お答えします。

別府市個人情報保護条例第10条に、内部での利用、外部への提供などについて規定されております。業務内容によっては積極的に共有されるべきものと考えております。市役所内部で共有されている具体例としましては、住民基本台帳の情報が、最も多くの課に共有されているのだろうと考えております。例えば予防接種、児童手当、児童扶養手当など、それから市営住宅の入居関係など、非常に多くの課で共有されておるところでございます。ただ、無制限に共有されておるわけではございません。新たに個人情報を外部なり、共有するようなことになると、共有する機関の範囲、対象者の範囲、共有する個人情報、共有する目的及び必要性など、本人同意など、個人情報を共有する手続などについて十分検討する必要があるかと思います。例えば、審議会などが1つの手段にもなるかと思ひ

ます。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者福祉課におきましては、昨年度実施しました緊急医療情報キットの設置に当たりまして、民生委員さんに65歳以上の高齢者のみの世帯名簿の提供を、これも個人情報保護審議会の審査を経てありますが、事業実施した経緯があります。そして、このキット設置の方には、本人同意をいただき、設置済みの情報を消防に提供し、情報の提携を図っている状況であります。

○自治振興課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

自治振興課でも、内部での利用、外部への情報提供については、業務内容によって関係機関及び関係各課と共有をしております。ただし、あくまでも本人の承諾を得られた情報についてのみ、必要最小限の情報を提供しております。

○9番（松川章三君） 確かに、必要なところには必要なように個人情報というのは使われていると思います。確かに個人情報ですから、誰でも共有してもいいというわけではございません。これは非常に重い、個人を特定するものでございますので、非常に重い問題でございます。そしてまた、個人情報保護審議会というのがあって、その審議を経てやっているということでございます。しかし、私は思うのですけれども、その個人情報というものが、では、自治会長には、先ほど言ったみたいに説明のときのあれが出ますよね。だけれども、その人たちが防災訓練を行ったとき、そのようなときには、私は一緒に何遍もいろんな人とやりましたけれども、自治会長は、民生委員の方の分、または児童委員の方の分、それからほかのいろいろあります。そんなことは一切知りません。一切知らない。自治会長は、防災訓練をやると自主防災組織の中のトップとしてやるわけなのです。そのときにいろいろ指示・命令を出して、我々はそれに従って動いたりするのですが、果たしてそれで、自治会長が知らない人たちがたくさんいらっしゃるのに、民生委員の方が来ていれば民生委員の方に「これはどうなのか」と聞けるかもしれません。しかし、それは来ていなかったら、では、どうなのでしょう。我々は、隣の人は知っているかもしれません。しかし、隣の人もろとも来ていなかったら、さっぱりわかりません。ここが、私は非常に今、個人情報というものに阻まれているところではないかなと思っているのです。

これは、先ほどいろんなところで、防災のところでも言いましたけれども、言いましたというか、ああいうときにはこういうものが必要になりますけれども、これは中野ですけれども、これはもう行きました、私も。中野においては、「地域支えあいネットワーク」というものがございまして、これにおいては、もちろん個人情報でございまして、個人情報をこのことについては出してもいいという方のみですが、提供しているそうです。しかも、自治会と契約をして罰則規定まで設けてやっているということでございますので、そのくらいにやらないと、個人情報ということで、もしかしたら防災の妨げになるのではないかと。防災の妨げになる。防災の妨げになったときに、では、個人情報があつたからこれはできなかったのだ。あの人がわからなかった。助けることができなかった。果たしてそれでいいのかなと私は思います。

それで、これができるかできないか、それはわかりません。皆さんに今から検討していただきたいことがあります。こういう個人情報をやはり防災、その他のときに活用できるように、やっぱりシステム化して利用、利用というのかな、活用していくようにやってもらいたいなと、これを思っております。このようなことはどうなのでしょう、できないのでしょうか。誰か答弁してください。

○自治振興課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

ただいま、議員より中野区の状況について御説明がありましたが、別府市としても、地域で支え合うネットワークの構築は、地域でのかかわりが希薄になっている昨今の状況を

考えると、非常に必要なことであると認識をしております。しかし、条例制定には、現行の別府市個人情報保護条例所管課と関係課との協議も必要になってきますので、別府市の状況に適した方法について、これから十分検討していく必要があると考えております。

- 9番（松川章三君） ぜひとも、その辺について検討していただきたいと思います。この個人情報保護法というのは、国民の中では、「これは天下の悪法だ」と言う人もいます。だけれども、「これはすばらしい法律だ」と言う人もいます。それは賛否が分かれています。この点については、やはり地域が助け合って生活しようとするときにはある程度それを出す必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

あと8分になりましたけれども、台風が来て、皆さんが災害対策準備室をつくらなければいけなくなったら困りますので、この辺で私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時52分 散会

